

市民福祉委員会会議録

1. 開催年月日

平成26年10月 8日 開会 9時56分 閉会 15時25分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

坊野 公 治 荒木 謙 二 河合 謙 治 上野 安 是
佐藤 豊 井口 勇 森本 典 夫

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 議 長 宮 地 俊 則

(2) 説明員

副 市 長	三 宅 生 一	市民生活部長	北 村 宗 則
健康福祉部長	佐 藤 文 則	病院事務部長	野 崎 正 広
市民生活部次長	大 舌 勲	健康福祉部次長	中 原 康 夫
病院事務次長	猪 原 忠 教	市 民 課 長	橋 本 良 啓
環 境 課 長	北 村 容 子	子育て支援課長	猪 原 慎 太 郎
介護保険課長	川 上 邦 和	健康医療課長	田 平 雅 裕
健康福祉部参事	柚 野 裕 正	甲南保育園長	松 山 睦 美
芳井保育園長	三 宅 弘 美	偕 楽 園 長	藤 代 旨 弘
芳井支所長	三 宅 孝 一	美星支所長	金 高 常 泰
病院事務部医事課長	平 松 誠	市民課長補佐	三 宅 誠
福祉課長補佐	伊 達 卓 生	健康医療課長補佐	大 瀧 美 智 子
健康医療課主幹	三 宅 早 苗		

(3) 事務局職員

事 務 局 長	三 宅 道 雄	事 務 局 次 長	岡 田 光 雄
主 任	大 山 次 郎		

6. 傍聴者

- | | |
|--------|-------------------------------|
| (1) 議員 | 三宅文雄、簀戸利昭、西田久志、三輪順治、大鳴二郎、藤原清和 |
| (2) 一般 | 1名 |
| (3) 報道 | 1名 |

7. 発言の概要

委員長（坊野公治君） 皆さんおはようございます。

若干早いようですが、おそろいでありますので、ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

初めに、副市長のごあいさつをお願いします。

〈副市長あいさつ〉

副市長（三宅生一君） 皆さんに改めましておはようございます。

きょうは、二十四節気の一つ寒露というようであります。露が冷気に凍るといったようなことを言われているようであります。それと同じように、朝起きてみますと、非常に涼しいを通り越して寒いなというふうにも思ったところであります。それから、庁舎の北側を見てみますと、田中苑も、非常に色づきが前年に増して早いなというふうな感じも受けているところであります。

また、昨晚は、ノーベル物理学賞ということで、日本の学者さんが三方、こういった非常に名誉ある賞を受けられて、本当に改めまして、日本人の技術といいますか、底力を感じた、そんなところであります。

そうした中、本日は市民福祉委員会を開催いただきまして、皆様方にはご多用の中、お集まりいただきました。改めまして、厚くお礼を申し上げたいというふうに思います。

この委員会に付託されております事案であります。条例案件が4件ということでありま。皆様方には慎重に審議をいただきながら、適切なご決定を賜りたいというふうにも思っております。

なお、お手元に定例会報告事項の冊子をつけて、資料を置かせていただいております。後ほど、お目通しのほうよろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

本日はどうぞよろしくお願ひします。

〈議長あいさつ〉

〈議案第 4 4 号 井原市社会福祉事務所設置条例の一部を改正する条例について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第 4 5 号 井原市中心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第 4 6 号 井原市子ども医療費給付条例の一部を改正する条例について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第 4 7 号 井原市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例について〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

委員長（坊野公治君） 以上で議案の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

〈所管事務調査〉

〈介護保険事業計画第6期の策定経過報告について〉

介護保険課長（川上邦和君） それでは、お手元の介護保険事業計画第6期の策定経過報告により説明させていただきます。

1 ページをごらんください。

1の高齢者人口の推計でございますが、高齢者人口では棒グラフのとおり、今後も増加していくものと推定され、また折れ線グラフの高齢者数を総人口で割った高齢化率も上昇するものと推定されます。

続いて、右側の2の要支援、要介護認定者数の推計でございますが、要支援、要介護認定者につきましても、高齢者人口の増加とともに増加していくものと推定され、折れ線グラフの認定者数を高齢者人口で割った認定率も上昇するものと推定されます。

2 ページをお願いいたします。

3の5歳年齢区分ごとの認定者数でございますが、認定者数のうち75歳以上の占める割合が90%、85歳以上では54%で、75歳を過ぎると急激に認定者が増加していき、介護度が重度化しています。

右側の4の特別養護老人ホーム入居待機者数等でございますが、本年4月末で、市内の6施設と市外の25施設で調査しました。待機者数は445人で、そのうち要介護3以上は245人ございました。また、平成25年度中に、市内外の特別養護老人ホームに新たに8

5人の方が入所をされておられます。

3ページをお願いいたします。

5の介護保険制度改正の主な内容についてでございます。

本年6月25日に介護保険法が一部改正されました。その内容は、①の地域包括ケアシステムの構築と②の費用負担の公平化であります。左側の①地域包括ケアシステムの構築では、在宅医療、介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実強化を図るものでございます。また、要支援認定者が利用している予防給付のうち訪問介護と通所介護を、保険給付から市町村が行う地域支援事業に移行するものです。

それから、特別養護老人ホームへの新規入所につきましては、原則要介護3以上に限定をされます。ただし、経過措置等がございます。

右側の②の費用負担の公平化では、低所得者の介護保険料の軽減割合が拡大されます。現行の保険料段階のうち第1段階から第4段階の保険料率が引き下げられまして、引き下げられた保険料部分は公費負担をするということになります。また、1号被保険者のうち合計所得金額が160万円以上で年金収入とその他の合計所得金額が一定以上の人につきましては、介護サービスを利用したときの自己負担額が1割負担から2割負担と増額になります。また、低所得者の施設利用者の食費及び居住費を補填いたします補足給付の支給要件に資産を勘案するということになります。

4ページをお願いします。

6の井原市高齢者保健福祉アンケート調査結果についてでございます。

調査の概要としまして、1の高齢者保健福祉アンケートは、65歳以上の介護認定を受けていない人1,800人と、要支援1から要介護1までの人200人を対象に行い、1,332件の回答がありました。回収率は66.6%でございます。

また、2の介護サービス事業所運営法人調査につきましては、市内で介護サービス事業所を運営する34法人に対しアンケートを行い、32法人から回答がありました。

5ページをお願いいたします。

1の高齢者保健福祉アンケートの(1)健康、疾病について既往歴を尋ねたところ、左から、元気な一般高齢者、グラフでございますが、それから介護を受けるほどではないが何らかの支障がある2次予防対象者、それから要支援認定者、それから一番右端が要介護1認定者とも高血圧の既往率が最も高く、要支援認定者では、次いで、骨格筋の病気が37.1%、要介護1認定者では認知症が36.4%と既往率が高くなっているという結果でございました。

6ページをお願いいたします。

(2) 介護の状況では、現在介護を受けていると回答された人の介護者を尋ねたところ、ホームヘルパーが18.9%、次いで配偶者が17.8%、娘が11.1%の順となっており、介護者の年齢では、65歳以上の方が約半分を占めているという現状であります。

下段の(3)の脳卒中の後遺症やがんなどで長期の療養が必要となったときの療養場所の希望を尋ねたところ、自宅が40.3%と最も多く、次いで医療機関が35.2%、介護施設が12.8%という結果でございました。

7ページをお願いいたします。

(4) 在宅で療養生活を継続していくために必要なサービスは何かを尋ねましたところ、一番上のかかりつけ医による訪問診療が65.5%で最も多く、次いで中ほどのホームヘルパーや訪問入浴など家に来てくれるサービスと、それからケアマネジャーが39%、4番目が短期入所や速やかな入院などの緊急時の対応体制の34.5%、5番目がデイサービスなど日中通って介護してもらうサービス32.7%の順となっております。

8ページをお願いいたします。

2の介護サービス事業所運営法人調査でございます。

(1)の井原市内で今後3年間に増加すると思われる介護サービスを1法人3つまでとして回答していただきました。居宅サービスでは、多いほうから、通所介護、訪問介護、通所リハビリの順で、居住系サービスでは、サービスつき高齢者向け住宅、認知症グループホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホームの順となっております。

9ページをお願いしたいと思います。

(2)井原市内での今後3年間の事業展開をお尋ねしましたところ、現状維持が20法人と最も多く、事業拡大は9法人でありました。その9法人の事業拡大意向の介護サービスにつきましては、右側の表のとおりであります。

以上で策定の経過報告を終わります。

委員(佐藤 豊君) 3ページのサービスの充実のところの③のところの地域ケア会議の推進ということが書いてあるのは、具体的にはどういう内容のことを言うんでしょうか。

介護保険課長(川上邦和君) 地域ケア会議というものでございますが、現在、介護相談でありますとかといったようなことで、個別ケース会議というものを、本人、ご家族、それからケアマネジャーとか関係者が集まって、支援をする会議を行っております。そういったものから課題が出てくるわけですが、それをもう少し進めた段階で、例えば日常生活圏域とか、そういう段階で集まっていただいて、その地域に不足している課題であるとか、そういったものを協議していただいて、最終的には市全体でそういったものを協議していくというようなことにつなげていくというものでございます。

委員（佐藤 豊君） この地域の課題を抽出して、それを市に持ち上げるということは、地域地域のことを市でまとめてということはどういうふうに判断したらよろしいのでしょうか。

介護保険課長（川上邦和君） 例えばでございますが、この地域でサービスを考えたときに、こういうサービスが欲しいんだけど、使いたいんだけど、そういうところはないかというようなことがあったりするかと思います。そういったものとかを、そういう課題が出てきた場合、それをもっと大きな地域で考えて、最終的には介護の運営協議会とか、そういう場で協議をして、その課題を解決する方法を協議していくということになるかと思えます。

委員（佐藤 豊君） わかりました。ありがとうございました。

委員（森本典夫君） 2ページの4の①の待機者数445というのがありますが、これは実人員なのでしょうか。

介護保険課長（川上邦和君） これは実人員でございます。

委員（森本典夫君） ありがとうございました。

それから、3ページの5で、介護保険制度改正の主な内容についてということですが、全体的には、僕は改正でなく改悪だというふうに思ってるんですけども、こういう改正になることによって、全体的にはどのくらいどういうふうな影響があるのかというふうなことを一定考えておられるのか。それから、重点化、効率化の①のところで、市町村が取り組む地域支援事業に移行しというのがありますが、このことによって、井原市がどういうふうな影響を受けるのか、また介護を受けておられる方がどういうふうな影響を受けるのか、そのあたりをどういうふうに推察されておられますか。その2点をお尋ねしたいと思います。

介護保険課長（川上邦和君） お尋ねのサービスの充実、重点化ということでございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたけども、①から④については充実をさせていくということをしなければならないと思っております。また、重点化、効率化の中の全国一律の予防給付を市町村の地域支援事業に移行するというところでございますが、2025年度の団塊の世代の方が後期高齢者となられる、それに向けて、多様なサービスを確保するというようなこともございますし、制度の存続という意味において、給付費の内容を精査するというようなことになろうかと思えます。今、ガイドラインを国が示しておるわけですが、専門的なサービスが必要な方には専門的なサービスを、また多様なサービスも含めてサービスを提供していくということになろうかと思えます。ただし、国が言っております費用につきましては、後期高齢者の伸び率以内にしていこうというような目標を掲げておりま

すので、できるだけ今の現状、必要なサービスは提供していくというようなことで考えていきたいというふうには思っております。

委員長（坊野公治君） 影響がどのようにあるかということをお聞きになられた。

介護保険課長（川上邦和君） 影響についてでございますが、先ほども申しましたように、専門的なサービスが必要な方には、従来に似たようなサービスを提供していくというようなことを国は示しております。また、そこまで必要でない、アセスメントを行った上でのことですが、必要でない方については、その方に必要なサービスに特化したものを提供していく。または、生活支援サービスというものをプラスして拡大して提供していくというようなことで、影響については、若干のサービス内容が変わっていくということにはなろうかと思えます。

委員（森本典夫君） 一番最後の言葉でサービス内容が変わっていくというふうなことを言われましたけれども、今までの話の中で、できるだけというような表現の仕方も出てきましたけれども、これが重点化、効率化の中で市町村に取り組む地域支援事業が移行することによって、今まで一生懸命やっておられて、今度はこういうのが市町村に移行することによって負担がかなりふえてくるのではないかなというふうなこととあわせて、そちらへ移行した人に対するサービス低下を起こすのではないかというのは大変懸念を現在されているわけなんですけど、そういうことはしないというふうなことになるんだろうと思えますけれども、実際問題として、こういうことが移行されることによって、国が示していることで実際にやっていけるのかどうなのか。そのあたり、それこそ市としてどういうふうにお考えなのか。それは、やっていかにゃいけんのは当たり前なんですけども、国は言ってみれば無責任に市町村にかなりのことをおっかぶせて、今までよりサービスを落とさなさんなよというようなことを言うだけです。そういう意味では、市町村として、取り組む自治体として、どういうふうにお考えなのか。それはもう全くサービス低下させずにやっていけるといふ自信がおりなのかどうなのか。そのあたり正直なところをお聞かせいただきたいと思えます。

介護保険課長（川上邦和君） この法律が成立して、ガイドラインが出たわけなんですけども、県内各市の状況をお聞きしましても、これからどのような形でやっていくかということを検討していくという段階でございます。今の現状で近隣を聞いても、まだ方向性は出ていないというようなことございまして、本市におきましても、県内の状況、近隣の動向を注視しながら、できるだけそういうサービス低下にならないような方策を考えていかなければならないというふうに思えます。

委員（森本典夫君） 厳しいようですが、できるだけという言葉を使うとファジーになっ

てくるんですね。ですから、今まで受けていたサービスが低下、こういう制度が変わることによって低下するようなことがあっては絶対いけないわけですが、近隣の状況も見ながら、国の動向も見ながらということになるんでしょうが、国は一定方向を出しとるわけですけども、そういう意味ではサービス低下を来すことは相ならんというふうに思うわけですけども、そういう点で、市としての今後の取り組み、計画の仕方というんですか、取り組みの仕方を具体的に、最終的にはいつごろまでに決めていくようになるのか。それから、サービス低下は言ってみれば、できるだけじゃなしに絶対に来さないようにということではいっていただかなければならないというふうに思うんですが、そういう点で、部長、どうでしょうか。

健康福祉部長（佐藤文則君） 国のほうがこういった保険制度というのは、やはり全国一律の制度設計があるほうがいいのかなど、部長としては思っております。そういった中で、全国一律ではなくて、その地域に合った制度にするという大義の中で、市町村のほうにこの制度設計が来たということは、ちょっと負担に感じております。そういった中で、従来、サービスを使った方がおられるわけですから、その方に対して、前より不自由になったとか、そういうことのないように保険者として努力していきたいというつもりでおります。

委員（森本典夫君） 部長のああいとお言葉いただきましたんで、ぜひ今後実施され出しても、そういう観点で、大変だろうと思いますけれども、頑張ってくださいたいのと、あわせて、国がこういう制度改正してきたわけですけども、国に対しても、一定言うことははっきり言っていただいて、言ってみれば、私から言わせれば改悪なんですけども、実施する中でいろいろ不都合も出てくるんじゃないかというふうに思うんですが、そういう意味では、国に対しても言うべきことははっきり上げていくというような姿勢でいかないと、改悪に改悪を重ねられるというふうに僕は思ってるんですが、そういう意味では、国にはっきり自治体として、これはどうにかしてほしいなとかというようなことが多々出てくるんじゃないかというふうに思うんですが、そういうことを国にはっきりと行っていただくということについては、副市長、どういうお考えでしょうか。

副市長（三宅生一君） そもそもがこういう保険制度については、先ほど部長も言いましたが、国の制度で、一部地域に渡そうということだと思っんです。大きく言うと時流に乗っているのかなとも思うんですが、私自身は、やはりサービスも含めて、負担も転嫁してきているというふうには思っています。どうしていくのかであります。単体として市長が動くというのは、それはあってはいいと思うんですが、全体的に国の制度からの流れですから、市長会を通じて、こういったものは強く、地方の考えを出していきたいというふうに思っておりますし、でき得れば、議会のほうも地方議会としての足並みをそろえていただいて、今後長くこの保険制度が安定的に保たれるということは、世界を見ても非常にいい制度

だと思しますので、安定的にやっていけるとというのは、やはり地方がどっかが切り捨てられるということは、そもそも制度設計に問題があるということなので、そういうことを注視して、その上で国に働きかけていきたいというふうに思います。

委員（森本典夫君） 部長、副市長のお言葉のとおり、ぜひ関係者に負担がかからないように、今後も注意しながら進めていただきたいということを要望して、質問を終わります。

委員（佐藤 豊君） 濟いませぬ、もう一点、ちょっとお聞かせ願いたいんですが、3ページの低所得者の保険料軽減の拡充というところなんですが、現在の介護保険の保険料が今9段階ですか、井原市は。

介護保険課長（川上邦和君） 9段階でございます。

委員（佐藤 豊君） 僕もよそも全部9段階かなと思とったんです。ほしたら、8のところもあれば10のところもあるしというようなことを目にしたんですが、今回の制度によりますと、井原市においても、低所得者の対応ということでここでうたわれてるんですけど、そういった中で段階がまたふえるのか、ふやすのか。そういったこともあるんでしょうか。その辺だけ教えていただきたい。

介護保険課長（川上邦和君） 段階がふえるかというご質問でございますが、現在、国においては、標準は6段階でございます。その中で、特例何段階というようなものがありまして、実質的には9段階に近いようなことになっております。今回の改正によりまして、この低所得者の保険料段階、負担率を下げるということに伴いまして、段階を国の標準を9段階にするということが決められております。本市におきまして、今の9段階をもっとふやすのかどうか。そういったことにつきましては、第6期の策定委員会のほうで協議をしていただきたいというふうに考えております。

委員（佐藤 豊君） 終わります。

〈なし〉

〈平成26年度地域密着型サービスの基盤整備に係る事業者選定について〉

介護保険課長（川上邦和君） 平成26年度介護保険地域密着型サービスの基盤整備に係る事業者選定について報告させていただきます。

本年度整備する地域密着型サービスでございますが、認知症対応型共同生活介護、グループホームでございますが、定員9人を1カ所、認知症対応型通所介護、認知デイでございますが、定員10人を2カ所でございます。「広報いばら」3月号と、それから井原市ホーム

た、現在、東南アジアを初め世界の国々で鳥インフルエンザが発生しております。鳥インフルエンザは、一般には鳥の感染症であります。人にも感染することがありまして、WHO世界保健機関は、本年6月末現在で、世界で667人の人が感染し、死者は393人であると発表いたしております。さらに、新聞、テレビなどでも報道されておりますが、西アフリカの3カ国を中心にエボラ出血熱という感染症が猛威を振るっておりますが、こういった感染症につきましても、今後新たなものが発生する可能性があります。国は、こうした状況や平成21年の対策を通じて得られた知見や教訓、反省点を踏まえ、平成24年5月に新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、発生時には、国民の生命及び健康を保持し、国民生活、経済に及ぼす影響が最小限になることを目的とした新型インフルエンザ等対策特別措置法を制定し、昨年4月に施行いたしました。措置法では、対象とする感染症を新型インフルエンザに加え、新たに未知の感染症を加えております。今回の改定で、計画の名称を「新型インフルエンザ対策行動計画」から「新型インフルエンザ等対策行動計画」と変更いたしましたのも、未知の感染症が新たに追加されたためであります。

冒頭でも申し上げましたとおり、本市では、平成21年11月に行動計画を策定いたしておりますが、今回の措置法の施行に伴い、必要な改定を行ったものでございます。

なお、改定に当たりましては、政府行動計画、岡山県行動計画との整合性を確保しつつ、改定を行いました。

次に、計画の目的でございますが、目的は2つございます。まず1つ目は、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護することです。下の対策効果概念図をごらんください。縦軸が患者数と横軸が時間を示しております。何も対策を行わなかった場合には、実線の山のように短期間で多くの患者が発生し、医療提供のキャパシティと書いております、実線の横線を越えてしまい、適切な医療の提供ができなくなります。このため、点線の山のように感染拡大を抑え、流行のピークをおくらせることで、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保し、ピーク時の患者数等をなるべく少なくし、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、点線で示しております横線までキャパシティを上げ、必要な患者が適切な医療を受けられるようにすることが重要でございます。適切な医療の提供は、重症患者数や死亡者数を削減することにもつながります。

2つ目は、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最少となるようにすることです。概念図の右側の被害想定をごらんください。丸印の一番下に、従業員の欠勤の想定を記載しておりますが、ピーク時約2週間で最大で40%と想定いたしております。このような状況になりますと、市民生活や市民経済に大きな影響が出るのが予想されます。このため、地域や個人等で感染対策を行い、欠勤者の数を減らすことが重要であります。さらに、

医療機関や行政機関等では、欠勤者が多く出た場合に備えた事業継続計画の作成、実施により、適切な医療提供や市民生活、経済の安定に寄与する業務の維持に努めていくことも重要でございます。

次に、被害想定であります。

被害想定につきましては、政府行動計画の被害想定を参考にし、本市の人口を当てはめ、想定を行いました。

まず、発病率は人口全体の約25%、約1万1,000人と想定いたしました。医療機関受診者数は4,460人から8,580人、入院患者数は180人から690人、死亡者数は60人から220人、1日当たり最大入院患者数は40人から140人、従業員の欠勤はピーク時の約2週間で最大40%と想定いたしました。なお、この推計の少ない数値は、1957年、昭和32年に発生し、死者200万人と言われるアジアインフルエンザのデータを、大きい数字は、1918年、大正7年に発生し、死者4,000万人と言われるスペインインフルエンザのデータをもとに推計したものであります。さらに、この想定では、抗インフルエンザウイルス薬等の介入の影響や、現在の医療体制等一切考慮していないことから、推計値は実際にはこれよりも低くなる場合も、また病原性や感染力によっては高くなる場合も起こり得るということでございます。

次に、役割分担でございます。

国は、政府対策本部を設置し、基本的対処方針を決定し、総合的な対策を強力に推進してまいります。都道府県は、都道府県単位での対策の中心的役割を担っております。特に、医療体制の確保や蔓延防止に関しての対策を行ってまいります。市町村は、住民に最も近い基礎自治体であります。このため、住民、事業者への情報提供や住民に対するワクチン接種などを行います。医療機関は、発生時における診察の継続が求められます。

次に、指定公共機関、指定地方公共機関であります。これらは新型インフルエンザ等が発生した場合には、行政機関だけでは的確な対策の実施が困難であることから、国、都道府県がそれぞれ政令や都道府県知事の指定により定める法人であり、公的機関や医療、医薬品、医療器具の製造販売、電気、ガスの供給、輸送、その他公益的事業を営む法人が該当いたします。指定公共機関といたしましては、県内では中国電力や西日本旅客鉄道、福山通運など、11の法人が政令で定められております。また、指定地方公共機関は、医療機関では岡山大学病院など9つの病院、医療関係団体では岡山県医師会など5つの団体、生活、経済分野では岡山ガス、井原鉄道、岡山県バス協会など、14の法人が現在指定をされております。指定公共機関、指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、その業務について対策を実施する責務があり、国や地方公共団体と相互に連携し、的確、迅速な

実施に万全を期さなければならないことになっております。

次に、登録事業者であります。登録事業者とは、指定公共機関、指定地方公共機関などを含む医療や国民生活、経済の安定に寄与する業務を行う事業者で、厚生労働大臣の登録を受けた事業者のことです。登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生した場合、医療提供や公益的業務を中断することなく安定的に継続することが求められます。

なお、この後ご説明申し上げますが、登録事業者は、住民接種より先に実施する特定接種の対象者となります。

次に、一般事業者は職場で、また市民は個人でのマスク着用、せきエチケット、手洗い、うがい、人混みを避けるなどといった基本的な感染対策を行うことが求められております。

次に、右側の部分、発生段階ごとの対策、概要についてご説明申し上げます。

左側に四角で囲んでおりますのが発生段階でありまして、5つの段階を設けております。右側にそれぞれの段階での対策の概要を記載しております。対策に下線を引いている部分がありますが、今回の改定により追加した措置でございます。

まず、未発生期でございますが、未発生期とは、世界中で新型インフルエンザ等が発生していない状態のことです。現在の状態でございます。この時期には、特措法に沿った行動計画の改定、全庁的な体制の整備、県等との連携強化及び訓練の実施、情報の提供、要援護者名簿の作成、必要物資の備蓄及び点検など、発生に備えた事前準備を行います。特措法に沿った行動計画の作成、改定に下線を引いておりますが、先ほどご説明申し上げましたとおり、今回、特措法で行動計画の策定が義務づけられたことでもあります。なお、特措法では、行動計画を策定した場合には、都道府県知事へ報告すること、議会へ報告すること、市民へ公表することについても規定をいたしております。

次に、海外発生期でございます。海外発生期とは、海外で新型インフルエンザ等が発生した状態です。対策といたしましては、市対策本部の設置に向けた準備、情報の収集、提供、相談窓口の設置、基本的な感染対策の実施、特定接種の実施への協力、要援護者、協力者への連絡など、市内発生の遅延と早期発見、また市内発生に備えた体制整備を行います。特定接種の実施に下線を引いておりますが、今回追加された措置でございます。特定接種とは、医療の提供や国民生活、経済の安定を確保するために行うものであり、政府対策本部長が必要であると認めるときに臨時に行われる予防接種です。対象となるのは、先ほど役割分担のところでご説明申し上げました登録事業者や、新型インフルエンザ等対策の実務に携わる国家公務員や地方公務員などです。住民接種より先に行われるので、市民への説明と理解を求めることも必要とされます。

次に、国内発生早期、国内感染期の対策です。国内発生早期とは、国内の新型イン

フルエンザ等の患者全てについて、接触歴を疫学調査で追える状態のことです。国内感染期とは、国内のいずれかの都道府県で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態のことです。国内発生早期と国内感染期の横に記載しております地域未発生期とは、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態、地域発生早期とは、県内で新型インフルエンザ等の患者が疫学調査で全てを追える状態のこと、地域感染期とは、県内で患者の接触歴が追えなくなった状態のことです。

対策の基本といたしまして、国内発生早期には、感染拡大を防止する対策を中心に、国内感染期となった場合には、感染拡大防止対策から被害を軽減する対策を中心に実施していくことになります。具体的な対策といたしましては、国内で新型インフルエンザ等が発生した段階で、市長を本部長とした井原市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、庁内一体となった取り組みを行います。また、情報の収集、提供体制の強化、相談窓口体制の強化、感染対策の継続、市内居住者全員を対象とした住民接種の実施、要援護者対策、水の安定供給などがございます。市内居住者全員を対象とした住民接種の実施も今回追加された措置で、市内に住む方全員を対象として、原則として集団接種で、場合によっては医療機関委託で実施をいたします。

次に、緊急事態宣言と記載しておりますが、これも今回追加された措置でございます。緊急事態宣言とは、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、国が行うもので、緊急事態を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命、健康を保護することはできず、社会混乱を招くおそれが生じる事態を示すもので、実施すべき期間や区域は政府対策本部長が決定いたします。

この宣言が行われますと、都道府県は蔓延防止対策として住民に対して不要不急の外出の自粛要請や、多くの人が集まる学校などに対して、施設の使用制限等の要請、指示を行います。さらに、入院患者が現状の医療施設だけでは対応できなくなった場合には、臨時の医療施設の設置についても今回加えられた措置であります。いずれの措置も都道府県が行い、市町村はその実施に協力することになります。

そのほか、市民経済の安定に対する対策や医療機関からの要請に対する協力、死者が多数出た場合には遺体の火葬、安置対策なども行う必要がございます。

最後に、小康期であります。小康期とは、新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態のことです。

小康期には、医療体制、社会経済の回復を図るとともに、第2波へ備えるため、第1波で実施した対策の評価を行い、必要に応じて行動計画等の見直しをまいります。

以上が行動計画改定の概要でございます。

委員（森本典夫君） 大変な事態が起きたときの対応ということで、至れり尽くせりの計画だと思いますが、例えば最近の報道ですと、エボラ出血熱患者が兵庫県で発見されたというような事態も……。

委員（佐藤 豊君） デング熱。

委員（森本典夫君） デング熱かあれば。そういうのがありました。そういう感染症の対応についてのことだろうと思えますけれども、例えば、そういうことはないだろうと思えますが、井原市でここに関係する患者さんが発生した場合、国、県の対応等も今説明がありましたし、市はどういうふうにするかというのもありましたけれども、実際に、具体的に、井原市でそういう患者さんが突発的に発生したというのを考えにくいんですけども、考えた場合は、井原市としてはどういう対応をされるのか。特に、そういうことに対応する医療機関等々が、もう県に任せる、国に任せるというような形になるのか、井原市でそういうことに対応できる医療機関が実際にあるのかどうなのか、そのあたりもお聞かせいただきたいと思えます。

健康医療課長（田平雅裕君） 井原市で新たな未知の感染症が発生した場合、この対策でございますが、これにつきましては、国、それから県にまず報告しまして、専門的な立場で、専門的な医療機関とか関係機関で患者の隔離といいますか、そういったことを行ってまいりますので、当面は市ですぐにできる対策はないものと考えております。ただ国等の指示によりまして、市民の方へのいろいろな感染防止の対策について、広報なりお知らせなりして実施をしてみたいと考えております。

委員（森本典夫君） そういう事態が発生した場合、国、県と相談しながらということですが、Aという患者さんが井原市で発生した場合は、県内ですと、医療機関等々の名前も出ましたけれども、そこへすぐに隔離するというような形になるのだらうと思えます。それ確認です。あわせて、市内の医療機関が行えるというのは、注射をするというぐらいのことかなというふうに思いますが、そういう理解でええんでしょうか。

健康医療課長（田平雅裕君） そのとおりでございます。岡山県では岡山大学病院、そういったところが感染対策の第1の病院となっておりますので、そういったところで患者さんを治療していくというか、そういう形になります。市といたしましては、方針が出されまして、それに従って予防接種等、住民接種等を実施していくということで、委員さんのおっしゃったとおりのご理解でよろしいと考えております。

委員（森本典夫君） そういう患者さんが発生した場合の、例えば消毒とかというようなことも含めて、予防対策というのは、もう国、県のほうでやっていただいて、井原市のほうではそういうことにはかかわらずに、今言われたような形で市の対応をしていくというよう

なことになるのでしょうか。

健康医療課長（田平雅裕君） 発生した場合の施設でありますとか、そういった家であり
ますとか、そういったところの消毒とか、そういったものは、県の保健所等の指示によりま
して、当然市としても協力して実施してまいります。ただ、本当に新しいものであります
と、科学的な分析、そういったものも必要になりますので、市民の方に国なり県からここに
近づかないようにとか、そういったいろいろな指示が、もし万が一そういうことがあります
と出てくると思いますので、それに従って、市として示された対策をまず実施するという
ことで考えております。

委員（森本典夫君） 終わります。

委員（佐藤 豊君） 今の感染者を岡山等々の病院等に隔離するというお話があったんで
すが、市内の各病院、市民病院も含めて、そういった感染された方を隔離するといった体制
というものはしなくてもいいんですか。全て感染された方は、そういった指定の病院に隔離
するという方向性だけで考えとけばよろしいのでしょうか。

健康医療課長（田平雅裕君） 発生段階のところでご説明申し上げましたが、国内感染初期
の場合ですと、普通で考えますと、海外から入ってきて、それが市内へ入ってくるという形
になると思いますが、そういった当初調査で追える状況の場合には、まず第1に井原市民病
院にもそういったところもありますので、そういった一時的には行きますが、そこから県内
で指定された隔離する病院へ移動させて経過を見るという形になると思います。

委員（佐藤 豊君） ということは、市民病院に1次隔離した後、中央のそういった施
設、充実したところに搬送して、そこで最終的に症状を抑える治療をするという形で理解し
とけばよろしい。

健康医療課長（田平雅裕君） そのとおりでございます。

委員（佐藤 豊君） わかりました。いいです。

委員（上野安是君） 要援護者名簿の作成と要援護者の対策の実施とかというところがあ
るんですけど、計画の本旨のほうの28ページに、災害時の要援護者リストを参考に新型イ
ンフルエンザ等発生時の要援護者リストを作成するというような記載があります。要は、災
害時の要援護者リストというのはどこら辺まで完成しておるのでしょうか。

健康福祉部次長（中原康夫君） リスト自体は現在完成しておりますが、今現在、対象と
なる人への同意を、災害時においてのリストはもうできております。

委員（上野安是君） ということは、それをもとに、インフルエンザ等の発生時の要援護
者リストは作成ができるという理解をしとけばよろしいわけですね。

健康福祉部次長（中原康夫君） そのとおりです。

委員（上野安是君） わかりました。

委員（佐藤 豊君） 先ほど、市の、感染を抑制するために中心的になる人、国、地方においても市の職員、その後一般の人が予防接種を受けるということについて理解を得るための説明が必要だというようなニュアンスがあったんですけど、それは命にかかわることになってくると、言葉は悪い、おめえらええのう、早うに注射打つてもろうて、わしら、広がってから打たにゃいけんのかとなったときが一番大きな問題になると思うんですが、その点の考えはどのように、地域住民の皆さんに説明する基本的な考えをお持ちでしょうか。

健康医療課長（田平雅裕君） 当然、そういったお考えの方も出てくると思います。特定接種で使いますワクチンというのは、プレパンデミックワクチンといいまして、既に国が備蓄しているワクチンでございます。これはH5N1という型をもとにしたワクチンでございます。新型インフルエンザに効くかどうかということ自体もわからないわけでございますが、市民の方、住民に接種するのは、新しい新型インフルエンザの株といいまして、それを調査研究しまして、それに効力がある新しいワクチンを国が開発します。それが開発ができてから市町村へ入ってくるのが、今の想定では4カ月ぐらいはかかると。全ての人が接種できるワクチンの量が入ってくるのが8カ月ぐらいかかるということで、そういったことについても、今後、ご理解をいただく、細かい丁寧な説明を、住民の方にもしていく必要があるろうかと考えております。

委員（佐藤 豊君） そうすると、最初に、今備蓄してあるのを行政か自治体関係の職員の皆さんに打って、それが効かなかつたら最悪ですよ。もう病気で皆さん倒れた後に、新薬ができました。それは地域住民の皆さん、優先的にしますよという形に、悪くとればそういうふうな想定されるわけですね。

健康医療課長（田平雅裕君） そういうこともあります。それから、輸入ということも国は考えております。ですから、市民の方の接種順位というの、発生したインフルエンザの型によって、若い人がなりやすいのか、高齢者がなりやすいのか、4つの段階に分けて、国が接種順位というの決めてまいります。そういったことによりまして、接種をしておりますので、そういったちょっといつ起こるかわからないことなんですが、時々といいですか、時宜を得たときに、そういった少し詳しい内容も、市民の方へしっかりとPRしていきたいと思っております。ただ、行政職員全員がするというわけではございません。やはりインフルエンザ対策に関連する職員、それから国でありますと、警察とか危機管理をするような方々、それから当然、医療従事者の方は一番に打っていただく必要がありますので、そういった方が倒れてしまったら、もう経済どころではなしに、世の中のインフルエンザを治療すること自体ができないというようなことを市民の方にも十分説明をして、こういう新たな決

まりといたしますか、法律ができて、行動計画もつくったということを市民の方へ説明をしてまいりたいと考えております。

〈なし〉

〈放課後児童クラブについて〉

委員長（坊野公治君） 事前をお願いしておりました質問事項について執行部より説明をお願いします。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） それでは、放課後児童クラブについてで、2点いただいておりますので、それについてのご説明をさせていただきます。

まず、1点目で、放課後児童クラブ在籍児童のクラブ内での生活態度と宿題等の取り組み姿勢について、小学校担任との連携状況についてということでございますが、放課後児童クラブの目的でまずございますが、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に通う児童に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成と保護者の子育て支援を図るというもので、学校教育とは違う性格となっております。放課後児童クラブ在籍児童の生活態度ですとか、実際の宿題の取り組み姿勢についての詳細については把握はできておりませんが、小学校の担任等、学校との連携につきましても、通常の学校業務に支障を来さない範囲でのお願いしかできないのではないかと考えております。

次に、放課後児童クラブ運営ガイドラインを定めておりますが、運営委員会は下校時刻の確認やクラブ及び学校の年間計画、行事予定の交換、また児童に関する相談や情報交換を行うなど、学校との連携を積極的に図ることとしておりますので、児童クラブを運営する上で学校との連携を図ることが望ましい事項につきましては、連絡を密にするようお願いしております。

それでは、2点目の質問に対するご説明ですが、放課後児童クラブ在籍児童の急な体調不良や病後の児童の休息場所の確保と小学校保健室の活用体制の現状についてでございます。

放課後児童クラブ内での急な体調不良については、保護者への連絡をするとともに、児童を休ませるというようにしております。放課後児童クラブ運営ガイドラインでは、子供が体調が悪いときなどに休息できる静養スペースを確保することとしておりますが、市内14クラブには静養スペースがない児童クラブもありますので、今後、老朽化等に伴い施設を整備する際には、あわせて静養スペースを設けるようにしたいと考えております。また、実際に傷の手当て等、保健室におられる養護教諭が対応してくださっている場合もあるように聞いて

ておりますけれども、放課後児童クラブの目的は学校教育とは違う性格でございますので、学校の保健室を放課後児童クラブの静養スペースとして位置づけることは難しいのではないかと考えております。

委員（佐藤 豊君） 今回ののは私がこの質問事項を出させていただきました。それというのも、私ども市民福祉委員会で、老朽化の施設等々がアンケートで問題視されている施設を現地視察をさせていただこうという形で、4カ所ほど現地視察をさせていただきました。そうした中で、指導員の方々とお話する中で、こういった声が出てきたというのが現状です。そうした中で、今、子育て課長のほうから言われましたけれども、厚生労働省の管轄と文部科学省の管轄というのか、持ち場は違うのは十分わかるんですけども、子供を産み、育てていくという環境の中では一緒のように思うんです。だから、そこを本当にきっちり分けていいのか。放課後、子供が児童クラブにいても、担任の先生はその子供さんの担任の先生であることには間違いのないと思うんです。そういった意味で、学校の授業がおこなわれているような子供さんであったら、ほいじゃあ児童クラブでこのような姿勢で取り組んでますよといったことを、学校の担任の先生と指導員とで共通認識を持ってアドバイスしてもらったり、教えていただいたりすることによって、学校での指導の仕方もまた変わってくるんじゃないかというふうに思うわけです。そういったことの連携を、本当に密にすることが、学校教育のレベルアップにもつながっていくんじゃないかということをお話を聞きながら、僕自身が感じたものですから、現状についてお聞かせ願いたいということで、今回そういった質問をさせていただいたところです。

それから、2件目の件についても、今、課長のほうから言われましたけれども、同じワンフロアなんです。控室があるところはいいんですけど、ワンフロアで、元気のいい子供さんと体調がちょっと思わしくない子供さんが、一緒のスペースで放課後児童クラブで時間を過ごさなきゃいけないという現状があるわけです。そういった意味で、近くに、学校と隣接しとるんであるならば、本当に子供さんのことを思ったら、保健室という立派な施設が学校にあるわけですから、それを活用できないということは、お話を聞いた中で、私自身もちょっと不自然なように思えたんですが、その辺についてどのように、今、説明はわかります。今の施策の中ではそういう施策のルールの中で動いとるということはわかるんですけども、本当に子供さんの立場、また指導員の立場に立ったときに、子供さんが熱を出しとるとき、静かに寝させてあげたいという状況の中で、お父さん、お母さんは仕事されてる、家に帰っても誰もいないという状況の中で、保健室さんという先生がおられる、専門家の方がおられる保健室を活用するということは、僕はすごく当たり前のことに思うんですが、その辺のことは、ずっとこれからも、今までは縦割りの中で取り組みを考えられているのか、ちょっとその点

について教えていただきたいと思います。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） 大きく2つのことを言われたと思うんですが、まず学校との連携ということですから、その子供一人一人の、例えばきょうこんなことがあったんですとかということで、放課後児童クラブの指導員のほうに引き継ぐべきことありましようし、それから特に、体調の問題とかもあろうと思います。そういった意味では、学校の先生と、それから放課後児童クラブの連絡というものは密にするべきでありますので、そういったこともお願いはしております。

それから、もう一点目の保健室の活用ということでございますけれども、視察で市内の児童クラブごらんになったということで、確かにワンフロアの中にカーテンで仕切るとかパーティションで仕切るという形で、その部分は畳敷きにするとか簡易なベッドを置くという形の静養スペースというものがほとんどのクラブでございまして、保健室の活用ということにつきましては、先ほど言ったことと同じことになるんですけれども、この事業、この放課後児童健全育成事業という事業の起こりの時点からそうなんですけれども、あくまでも学校の余裕教室、これは放課後児童クラブ室としての活用、それから校庭、それから体育館、これは児童の遊びとして開放してほしいということを想定して始まっておる事業でございますので、保健室を放課後児童クラブの部屋として、静養スペースとして位置づけるということもともと想定されてないことですし、なかなかこれを学校現場のほうにお願いすること自体、難しいのではないかと考えてます。

委員（佐藤 豊君） 放課後児童クラブを余裕教室の活用ということは、市長も議会で質問、答弁で言われてますよね。ということは、学校施設ですよ。保健室も学校の施設ですよ。使えないということの理由がちょっとわからんです。ですから、子供の立場、子供の健康の立場を考えたときに、保健室の先生がおられる。本当に安心できると思うんです。今、課長が言われたように、打っ立てから違うんだと言われればそうかもわかりませんが、もう少し柔軟性があってもいいんじゃないかと思うんです。そうじゃないと、本当に保護者の皆さん、お父さん、お母さんが、本当に放課後児童クラブに安心して預けるというところの一つのパーツが完全に抜けてしまうんじゃないかと思うんですが、その辺はもう全く今後とも、学校サイドとの協議とか、今の制度の成り立ちをそのまま維持していくということ、固まったままで、柔軟にそれに対応を変えるということは全く考えられないんでしょうか。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） 全く考えられないのかということですが、基本的には、放課後児童クラブで静養スペースを設けるといいますのは、本当、基本的には病気も軽い、ちょっと頭が痛いとか、例えばちょっとけがをしたとか、そういったことについて

は、児童クラブでも最低限の応急処置ができるように医薬品を置いておきなさいとか、カッターパンとか消毒薬を置きなさいとかということはあると思うんですが、なかなかそれ以上の少し重い病気になってきたら、やはり児童クラブは保護者に連絡をして迎えに来てもらうということをするべきではないかと私は思います。そういったこともありますので、そこまでの放課後児童クラブに専用的な施設も設けられないと思いますし、やっぱり学校現場のほうに施設、保健室の活用まではお願いしていくことは、従来の趣旨からしても難しいのではないかと思います。

委員（佐藤 豊君） たびたび質問して、だんだんだんだん濃い答弁が返ってきて、子供さんの病気の状況がちょっと進んで、もう親に連絡して対応しなければならない場合のときにはそういった対応で取り組むということでもありますので、余りしつこくは言いませんけれども、やっぱり静かなところで休ませてあげるのと、元気のいい子供さんがキャッキョッキョ言つとる中で安静にきなさい言っても安静にはできないですね。だから、そのことは一番、視察先でお話を聞いて、視察をさせていただいたときに、静かに勉強しておる子供さんもおりますけれども、にぎやかに頑張っておられる子供さんもおられました。そういった現状が各施設ごとに違う現状は見させていただきました中で、そういったスペースがあってほしいといった指導員の方の声でありましたので、今回こういった形で質問させていただいておりますので、なかなか今の現状では厳しいような状況のご答弁でありましたので、これ以上言いませんけれども、一応そういった声があるということだけは、きちっとおさめておいていただきたいというように思います。

〈なし〉

〈子ども・子育て支援新制度について〉

委員長（坊野公治君） 事前をお願いしておりました質問事項について、執行部より説明をお願いいたします。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） それでは、子ども・子育て支援新制度につきまして、2点ご質問をいただいております。

まず、1点目でございますが、新制度移行における本市への影響について、また影響があれば、その改善策についてということでございますが、子ども・子育て支援新制度における現行制度との最も大きな違いでございますが、幼稚園、保育園、それから認定こども園の運営費用、国、県、市で運営費用を払っておりますが、それについて施設型給付として新制度

に位置づけられていることが一番大きな違いでございます。市内の施設は、幼稚園については全て公立施設でございますので、新制度においても引き続き一般財源による運営とされておりますので、新制度に移行した場合の影響は全くございません。それから、保育園につきましては、公立施設、甲南と芳井と2つありますけれども、公立の保育園につきましては、幼稚園と同様、従来どおり一般財源で運営しております。また、私立の保育園につきましては、運営費を従来から支払っております。児童福祉法に基づきまして、市が申し込みを受け付け、保育の実施を市が保育園に委託するという枠組みは現行のままでありますので、これにつきましても大きな影響はないものと考えております。

それから、もう一点ですが、市内にはないんですけれども、私立の幼稚園というものがございます。それにつきましては、来年度以降、従来どおりの私学助成を受けて運営をするのか、それとも新制度で導入されます施設型給付を受けるのか、あるいは認定こども園となった上で施設型給付を受けるのか、運営方法を選択することになります。実は現在、井原市から福山市の私立の幼稚園に数名の子供が通園されているようです。こうした私立の市外の幼稚園が、来年度、新制度により施設型給付を選択した場合には、本市がその市外の幼稚園に対して施設型給付として運営費を支払うこととなります。しかし、今のところ、これは福山市と連絡をとっておりますけれども、今のところ、福山市の私立の幼稚園で、来年度早々に新制度に移行する施設はないということを聞いております。

いずれにしても、幼稚園、それから保育園への入園の申し込みについては、従来どおりの方法、それから申請時期についても従来どおりを予定しております、保護者の方にとっても大きな影響はないというふうに考えております。

それから、放課後児童クラブですとか一時預かり、それから延長保育といたしまして、その他の子育て支援事業についてでございますが、今のところ、その補助制度の内容は明らかにされておりませんので、影響があるかどうか、現時点ではわからないという状況でございます。

それから続きまして、質問の2点目、新制度への移行について、タイムスケジュールを含めた今後の流れについてでございますが、現在、子ども・子育て会議におきまして、（仮称）井原市子ども・子育て支援事業計画を審議中でございます。この計画については、今後、12月議会でご説明をし、パブリックコメントを経て必要な修正を行った後、今年度中に市長に答申する予定でございます。また、新制度移行に伴います条例につきましては、今後早急に作成に取りかかりまして、12月もしくは3月議会に上程したいと考えております。また、保育園、幼稚園に関する新制度移行につきましては、来年度入園の申し込み時期は従来どおり12月広報でお知らせをして、1月中旬からの申し込み受け付けを予定してお

ります。先ほども言いましたが、新制度では、保護者が保育の必要性の認定の申請をすることとなっておりますが、この認定申請は、保育園等の施設入所の申請と兼ねることを考えておりますので、保護者の方にとって大きな影響はないというふうに思っております。

委員（佐藤 豊君） 説明を伺いました。制度がスタートする今の現状の中でも、実施した後においても大きな変更はないということでありますんで、以上で終わりたいと思います。私は。ほかの人。

委員（森本典夫君） タイムスケジュールについて今説明がありましたが、12月議会で説明をするということでありまして、条例については12月か3月に議会へ上程したいということではありますが、12月議会で説明をして、そのときに早くも12月議会で条例を上程するというような流れになるのかどうなのか。ちょっとそれは理解に苦しむんですが、そのあたり、3月議会なら3カ月あるわけですが、説明しました、条例も出しましたというようなことに、スケジュール上なるのかどうなのか。その点、課長、どう思われてるんですか。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） 条例というものをこれから順次作成していくこととなりますけれども、今、子ども・子育て会議で審議をいただいております計画につきましては、もちろん条例と全く関係ないということはないとは思っておりますけれども、基本的には、条例で定めるものの内容でございますが、幼稚園、保育園につきまして、認定こども園含めまして、運営に関する基準に関する条例がまず1つ作成する必要があると現時点では思っています。それからもう一点の条例は、地域型保育事業、例えば私立の保育園とか認可保育園は岡山県が認可するんですけれども、今度、新制度によりまして、小規模保育とか家庭的保育というものが位置づけられました。これらの事業については市町村が認可することになりますので、その認可基準について条例で定めるというものでございます。ですから、この2点につきましては、現在策定しております子ども・子育て支援事業計画、中身にはほとんど関係はないというふうに私は考えてます。唯一もう一本、放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準、これを条例で定める、これについては、子ども・子育て支援事業計画の中でも関連が出てまいりますので、その条例の中身については、子ども・子育て会議で諮る事項ではございませんけれども、会議の中で情報提供等、意見を聞いていきたいというふうに思っています。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） 流れはわかったんですが、12月議会で説明するというのは、今、課長が言われましたように、条例作成上では余り関係ないという内容の、言ってみれば計画なので、そこでは12月議会で議員に説明するということとあわせて、並行して、12月議会で条例として出して、今言われたようなことも含めて条例化するというような流れでいくということで、余り矛盾は、今の話聞きますと感ないんですが、流れとして

は、12月になるのか3月になるのか、それは今後の条例作成の進みぐあいということになるのか。そのあたり、12月、3月、どちらのウエートがかかっているのでしょうか。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） 子育て支援課とすれば、従来は、もうこれは年度末最後の議会でいいというふうに判断をしておりました。そうしましたところ、6月だったか、7月だったか、ちょっと定かじゃないんですが、岡山県のほうで新制度の説明会がございまして、そのときに、この条例について説明がありました。その中で、例えば地域型保育事業の認可基準、要はそういったものをつくる予定が当面ない市町村もつくらなければならないというような説明もあった中で、策定期間については、新規参入する事業者にとってなるべく早くその基準をつくらないと、来年4月からの新制度移行に間に合わないという観点から、極力前倒しで条例をつくってほしいという説明がございましたので、急遽、方向転換といたしますか、少しでも早く出さないといけないのかなという認識で、今、12月もしくは3月というふうに申し上げましたが、本当、これから早急に取りかかるんですけれども、できれば12月に上げたいというふうに考えてます。これはあくまでも予定でございますが。

委員（森本典夫君） わかりました。

今までの流れからしますと、来年度4月1日から実施するのは難しいのかなというような説明も受けたりしましたけども、今の流れでいきますと、今年度中に条例つくって4月1日からという流れになるようであります。

それから、条例つくったからといって、関係者がすぐ理解をするということにはならないという意味では、先ほど言われましたように、12月に議会へ計画の説明をすると同時に、条例も上程して、それが可決されれば、関係者に広報するというようなことや、いろいろな形で3カ月期間があれば、それを徹底できるのではないかなというふうに思って、3月よりは、それまでにできておれば12月、条例を制定するというのがいいのかなというふうに、私自身も今話を聞いて思いますが、そういう意味では、条例制定が決まった場合の関係者に対する周知徹底については、現時点ではどういうふうにお考えでしょうか。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） 事業者に対する周知ということでしょうか。保護者に対する。

委員（森本典夫君） 全体。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） 全体。まず、事業者に対する周知としましては、新制度自体、井原市内の保育園、要するに運営されておられる社会福祉法人には、既にこういう新制度、来年4月から予定されていますということで、こんなメニューも加わったんですという説明は、園長会等を通じて実施をしております。それ以外に参入される業者があるかどうかもつかめておりませんので、そういった事業者に対する周知というものはできておりま

せんし、これからも特にする必要はないのかなというふうに思っております。

保護者に対する周知ということでございますが、これは、先ほど12月広報で周知をして1月から受け付けるといった中で、従来の申込書とは別に印刷物をつくって、こういう形になるんですという説明をしたいと思いますが、今のところ、こう変わるんですという具体的なものは見えないのかなというふうには思っています。

委員（森本典夫君） ありがとうございました。

委員（上野安是君） 1点だけそれに対して、それに対してというのは、保護者から例えば質問とかなんとかというのが市に入ってるということがありますか。連絡が。

子育て支援課長（猪原慎太郎君） 新制度についての問い合わせはございません。

委員（上野安是君） わかりました。

〈なし〉

〈その他本委員会の所管に属する事項〉

委員（森本典夫君） 先ほどの所管事務調査の放課後児童クラブのことについて、今回の一般質問の中でこの問題が質問されまして、市長の答弁で、老朽施設については余裕教室かそれが無理なら学校施設内へそういう施設をつくってという答弁をはっきりされました。そういう意味では、教育委員会がおられないんでそこらあたりどういうふうな考えかわかりませんが、市長がそういうふうなことをはっきり答弁されたということは、そういうおつもりがあって、余裕教室がないところがほとんどなんですけれども、現状では、そういう中で、余裕教室が利用できない場合は学校敷地内へというようなことを言われたわけですが、そういう意味では、副市長、そのあたりは一応学校関係とも相談もしながら、打診もしながらそういう答弁になってるというふうに私は理解してるんですが、その点、副市長は市長代理でここへ出られとるわけで、そういう意味ではどういうふうにお考えでしょうか。

副市長（三宅生一君） その点についても市長と私と同じ考えであります。そうは言うものの、関係機関、特に小学校が想定されますし、そこの細かい詰めも必要だというふうに思ってますので、そういったことを一つ一つ踏まえていってやりたいというふうに思います。

委員（森本典夫君） 言われましたように、学校との詰めが必要だろうと思いますけれども、市長がああいうふうにはっきり言われたわけで、かなり私たちとしては期待をしているわけなので、詰めた話をさせていただいて、今それぞれ空き教室を使っていたところもありま

ありました。現実だなといったことで、そういうふうな施設、放課後児童クラブがなくなっ
た場合は大変困られる保護者の方も出るんじゃないかというように想像もしたんですけど
も、そういった意味で、今言われたことを、県の制度もあるということ、またこれからの対
応ということも考えていかなければならないかなというような答弁でありましたので、一応
そういった声があるということをお知らせをさせていただいて終わりたいと思います。

〈なし〉

委員長（坊野公治君）　ここで執行部の方にはご退席を願いたいと思いますが、何かござ
いましたら発言をお願いいたします。

〈副市長あいさつ〉

副市長（三宅生一君）　終わりに当たりまして、一言お礼を申し上げたいというふうに思
います。

委員の皆様方には、長時間にわたりまして終始ご熱心に議論をいただきました。また、適
切なご決定を賜りまして、厚くお礼を申し上げたいというふうに思います。

通じていただきましたご意見あるいはご提言につきましては、今後の市政に必ずや反映を
していきたいというふうに思っております。

さて、今夕は皆既月食天体ショーが見られるというふうに聞いております。6時半ごろか
ら始まって、7時半ごろピーク、1時間程度皆既月食が見られるというふうにも聞いており
ます。我が井原市には、美星天文台という非常にいい施設もありますので、皆様方には市民
の方にそのこともお伝えしていただいて、ぜひともお運びいただけたらというふうにも思っ
ております。本日はどうもありがとうございました。

委員長（坊野公治君）　執行部の皆様方には大変ご苦勞さまでした。

〈放課後児童クラブについて〉

委員長（坊野公治君）　放課後児童クラブの所管事務調査につきましては、前回の委員
会で中間報告ということをもとめさせていただきまして、市に対して提言書を提出するとい
う話をさせていただいております。そうした中で、先日の議会運営委員会の中で提言書の提
出についてご議論させていただきました。そのご議論の内容といたしましては、まず委員
会で決定した報告書を議長に対して提出をさせていただく。それを全員協議会で諮って
いただき、決議をもって執行部に対して発議をもって提言させていただくという形が本来の形では

ないかというご議論を議会運営委員会のほうでさせていただきました。そうした中で、このたびの報告書の取り扱いについてなんですが、提言として出すという形を前回の委員会の中ではさせていただきましたが、開会日の市長の提案説明、また一般質問の中での市長答弁の中で、この報告書の中で最終的に提言するというふうになっていました内容が、ほぼご回答いただけたのではないかというふうなことを、皆さんもそうだと思うんですが、感じております。そうした中で、報告書の扱いについて、きょうはちょっとご協議いただきたいと思えます。

提言書として、執行部がやるということに対して、さらに提言書として提出をするのか。それとも、また違う方法があるのか。ちょっとその辺のことを皆様方のご意見をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員（森本典夫君） きょうの委員会の中でも、副市長が市長と同じ考えですというふうな話をされましたが、それはそれとして、委員会としてのいろいろ調査研究をした結果がこういう形でまとめられとるので、いろいろなところで、こちら側が今後の、クラブについては課題だなというようなことで割と前向きな方向へいきよるという状況の中じゃけども、やはり一応形としてはすべきだというふうに思います。今までどおりのやり方で。やり方としては、またこの後議論されるんでしょうけど、と私は思っております。

委員（佐藤 豊君） 市長の提案説明、またきょうも委員会で副市長も市長と同じ気持ちですという声がありました。それはそれとして、やっぱり我々も所管事務調査として半年以上かけてアンケート、また現地視察、また現地での皆さんの声を聞いて、それを執行部に、また市長に伝えていこう、それで何らかの答えを導いて、放課後児童クラブの少しでも手助けができればという思いで取り組んできたことでありますので、ここまで執行部の方にもご迷惑かけてまとめていただいたということも含めて、一つの例として、委員会として取り組んだ一つの例として、きちっと先ほど委員長の方から説明がありましたように、全員協議会でまた全員の声を聞いて、最終的にそこで決まったらば、本会議のほうで委員長報告という形で取り組んでいただいて、最終的に市長に提出するという形をとったほうが、一つの流れとしてはできてくるんじゃないかと。あとのほかの委員会等々のことを考えても、そういった段取りをとったほうがいいんじゃないかというふうに私は思います。

委員（上野安是君） 私はちょっと、今回これは施設の面に限っていろいろと調査研究してきた結果で、要は来年度、予算に反映できるものであればということで、このタイミングで提言書として持っていけばどうかというようなスタートがありましたので、今回の場合、そういう意味でいえば、執行部のほうもこれこれするというようなことをいただいておるので、この施設面のことでのまとめなので、これはこれで、本当に中間報告という形で、

先ほど委員長、ちょっとだけ言ったんですけれども、本会議で議長に対してこういうふうにかつこまでやっていますよと、こういうふうにかつこめましたというのを報告だけしてもらって、こつこつから後、どちらかというかと運営面、あるいは指導員の採用の仕方というか、そういう面もこつこつから先また議論もしていかにかつこいけんと思うので、調査研究していかにかつこいけんと思うので、それがかつこまった段階で、それがまた提言という形になるかどうかわからないんですけど、それがかつこまった段階で、また一つのものにして、最終的な形にしていかればいいのかなと思いますので、今回のこの施設面ということに関して言えば、それを提言書としてかつこめて、先ほど委員長が言った議長に報告する、議長がそれをもって全協にかけて、全議員の意見をもらいながら、議長名で、あるいは議会名で市長に出すということには反対というか、そうしなくてもいいんじゃないのかなというふうにかつこっています。

委員（森本典夫君） ちよつこ進め方として、この前話をした内容よりは、やり方としては変わってきたということをかつこ前確認しとりますので、やり方としてはこういうふうになる、今、委員長が説明されたようなことではなくて、こういうふうになるんだというふうなことで皆さんで確認をして、それでもそうするかどうかというふうな話をせんと、今まで話をしてきたやり方、2人の方が今言われたような形でやることにはならないというよりは、違ふ方向性が出されてるんで、それで改めて全員を確認をして、その確認の上でどうするかという話の進め方をしないと、ちよつこまたそれはそうなんだけど、実際はこうなんだというのを後からまた出すというふうなことは、ちよつこまずいんではないのかなというふうにかつこ思うんですが、そこらはどうでしょうか。

委員（上野安是君） 佐藤委員が先ほど言われたのと、私が先ほど言ったのは若干違ふ。

委員（森本典夫君） それはもう全く違ふんじゃないけど、示し方として、お二人が言われた示し方は、以前にかつこここで再確認した示し方んじゃないけど、その後、局長がいろいろ調査研究をしてくださって、こういうふうにかつこやるのがいいんではないのかなという話が出たが。そのことについて、こういうふうな形でいくのが、言ってみれば正常なやり方かなというふうなことになるんで、そこらあたりを確認していかにかつこいけんのじゃねえかなというふうにかつこ思うんじゃないけど、そこらはどんなかな。

ほかの人はようわからんと思うで。議運でいろいろ話をされたことじゃけ。

今は、その議運でこういうやり方がそれぞれの法に基づいたやり方じゃというふうなことを確認しとるんで、それはここにかつこ出すことじゃないんじゃろうかと思うんじゃないけど。

委員（上野安是君） 出すべき。

委員（森本典夫君） 出すべきだというふうにかつこ思うんじゃないけど。そうせんと、議運で確認したのがちよつこ宙に浮いてしまう。

委員（上野安是君） 委員長が議運での話を説明、こうこうこういうことになるというか、それを確定で話をするか。

委員（荒木謙二君） そしたら、どういうふうに話が。

委員（上野安是君） してくれたら。

委員（荒木謙二君） さっき、冒頭に言よっちゃったが。

委員長（坊野公治君） 私が多分最初に言った形で間違いはないと思ってるんですが、ちょっと違いましたか。

委員（森本典夫君） ちょっと違うよ。

委員（佐藤 豊君） 前向きな執行部からの市長含め答弁があったから、今回はどうするやという、もうそれでいいじゃないかというのと、今それだけの前向きな答えが出とんじゃけ、あるけど、それを超えて出すというふうな2つになつとんじゃけど、僕は後のほうで、今回、取りまとめたということ、所管事務調査をしたということの中で、最終的に市長に、前向きな答弁は、答えはほとんど出とるけれども、きちっとその辺は出しとったほうがいいんじゃないかというふうに思います。それはどうしてかということ、現地視察もさせていただいて、指導員の方とかからいろんな声を聞いた中で、やっぱりそういった人の声を代弁してますよというようなことも、議会としては発信力としてやっておくほうがいいんじゃないか。それが見えないところで、もういい答えが出たから、もうそれでいいじゃないかと。これだけやったんだからというような、言葉はちょっと合ってるかどうかかわからんですけども、その辺のことで、僕はもう後追いのほうがいいんじゃないかというふうに思います。

委員（森本典夫君） 佐藤さんと同じ意見なんですけども、僕は、後追いというふうな意識は持ってないんです。一生懸命今まで所管事務調査する中で、これだけのすばらしいまとめができたわけで、他の委員会がどうこうということは僕は思ってませんが、うちの委員会としてこれだけのすばらしい所管事務調査をして、ハード面ということに限って今回は出されとりますけども、ハード面に限って前向きな話もあったけれども、やはり委員会としては調査研究の結果、こういうふうなことを思ってるんだということを意思表示するというのは大変大事なことで、今まで所管事務調査やってきたことの成果として上げるべきだというふうに思ってますんで、そういう意味では、上野委員が言われたように、またソフト面の何とかかんとかということとまとめてというような話になって、またそこでやりますと、もう全くこれは色があせてしまうというようなことになるんで、そういう意味では、それはそれでそのときにやればいいとは思いますが、この問題については、この機、言ってみれば、言葉はきついですが、必ずやって、文章として上げるわけですから、佐藤委員が言われたように、かっちりそれも残るわけだし、関係者の声を反映したこういう結果になるという

ふうに思いますんで、そういう意味では、委員会として取りまとめて、この機やるべきだというふうに思います。

委員（井口 勇君） 私は、本当にこれだけの資料をつくっていただいて、立派な資料をつくっていただいとんですけど、施設面の課題とか、施設面がハード面がほとんどで、今回はハード面のことなんで、それから市長も、公に公表されとること、前向きに進めるというて公表されていることなので、副議長が言われたやり方でいいと思います、私は。

委員（荒木謙二君） この市民福祉委員会で、前回の委員会では提言書というふうな形で上げていこうじゃないかというふうなお話だったと思います。このたびの、皆さん言われるように、議会において、市長のほうから施設面においては順次余裕教室等々含めてかえていくというふうな答弁がございました。そういった意味では、提言書というふうな形で出すのが本当に妥当なんかなというふうには、今は思っております。また、この経緯というのは当然重要でありますので、この経緯というものを、例えば委員長報告等々でできないものか。議場において、最終日になるんですか。そういった報告をもってこういったことをやったんだというふうなことを、委員長報告、この委員会の所管事務の中の委員長報告という形で、全員議員、あるいは執行部の方にこうした経緯も含めて報告するという方法も一つあるんじゃないかなというふうには、私は今は思っております。ただこれをなしにするというのではなくして、やった経緯というのは、先ほど申しましたように、当然やっていく。提言書ということになりますと、先ほど局長が申されましたように、全協にて議決をして、それから議長名において市長に渡すというふうな形になろうかと思うんですが、そういった形じゃなくても、多くの議員あるいは執行部の方にこういった形でやってきたんだというふうなことは報告はできるんじゃないかなというふうには、ちょっと今は思っております。そういうやり方がいいのか悪いのかというのは、私は今わかりませんが。

委員長（坊野公治君） ちょっと事務局にお尋ねするんですが、そういった形の提言書として出す、もしくは委員長報告をするという方向で、制度的にできるのかできないのかというのをちょっと。

議会事務局主任（大山次郎君） 委員長報告というお話でございますけども、今既に、付託案件についての委員長報告というのはございます。その話とは別に、もしこの所管事務調査の報告を委員長報告ですということになれば、まずはきょう、この場で報告書を委員会の決議でまとめていただきまして、本会議場で委員長報告をさせてほしいという申し出のほうを議長のほうへしていただく。委員長名ですね。それをもって、改めて最終日に付託案件とは別に、所管事務事項の委員長報告として、申し出によって議題に上がって報告ができるというのは可能だと思います。その際は、委員長から議長に対する報告でございますので、

これは先ほど、佐藤委員がおっしゃられたような議会全体の意思統一というのは必要ない、委員会の意思でございますので、改めて全協を開いて皆さんの同意を得るという必要はないと思います。その際は、本会議場で口頭をもって委員長が報告するとともに、議員さんについては、ほかの委員外議員さんについては、この報告書をお配りして、案件でございますので、見ていただきながら報告というような格好になろうかとは思いますが。

委員長（坊野公治君）　　今、委員長報告をするという形ではそういう形がとれるというふうなことのご説明いただきました。また、森本委員さんが言われたように、せっかくやってきたことでありますので、やはり委員会のここで決めたことを、議会の決議をもって執行部のほうに提言書として提出させていただくというご意見もありました。

これをどのように取り計らっていかうかなと考えるんですが。

委員（森本典夫君）　　議会基本条例に立ち返るのが僕は必要ではないかなというふうに思うんです。それで、議会基本条例では、それぞれ政策提言も議会のほうからしていこうというような内容の条文もあるわけで、そういう意味では、たまたま所管事務調査という形の中で、言ってみれば、たまたまこちらが調査研究した結果、こういうふうにしてほしいということについて、市長はこういうふうに行きたいというふうな話が出たわけですけども、やはり政策提言をしていく意味では、そういう話は出たけれども、委員会として、議会として、こういうことを考えてるんでやってくださいということを書きで上げることが大変大事だろうし、対外的にも、また今後の議会基本条例にのっとった議会、委員会の活動にも生きてくるのではないかなというふうなことを思います。そうしないと、ちょっと僕自身は、今言われた上げないということになると、大変むなしい気持ちが現実にはしてるんですけど。一生懸命やったことがそういう形で執行部に対して政策提言的なことで上げるということは、議員としての、言ってみれば大事な活動だというふうなことも思ってますんで、そういうことが、ただ報告だけではちょっと大変むなしいなというふうな気持ちがあるんで、今後の議員活動全体の中で、流れの中で、市民福祉委員会というところではこういうことをやった経緯があるというようなことも歴史的には残るわけで、そういう意味では、市民というよりは関係者の声をそういう形で取り上げてかっちりやったというようなことも含めて、かっちりやるべきだなというふうに思っております。それが、今言われたように、委員長報告のやり方も、今こういう方法でやれるという話がありましたけれども、それだけでは大変中身が何ぼか伝わりますけど、やはり対外的なことでは、佐藤委員も言われましたけども、関係者の声を吸い上げて、こういうふうに議会が頑張ったんだというようなことはなかなか知ってもらえないということになるんで、そういう意味では、しつこいようですけども、かっちりした形でやるべきだというふうに、改めて思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひ

ます。

委員（佐藤 豊君） 繰り返しますけれども、本当に二元代表制の中での市長の提案されたこと、前向きな提案されたこと。けれども、議会サイドとしては議会サイドとして所管事務調査として取り組んで、最終的なこういう結論を見出して、執行部に訴えさせていただく。その取り組みでいいと思うんです。ですから、執行部がこういうのを提案しとんじやから、まあいいじゃないかと、そうじゃないですけど、先ほど言えば、所管事務調査で調べたことは委員長報告で皆さんに知ってもらおうということよりか、やっぱりその立場立場でいえば、市長の思い、議会の思い、これでいいようにすばんといけば、それが一番お互いの取り組みで、僕らもこの取り組みの後押しが、議会としてもやりましたよ、頑張りましたよという思いにつながっていくんじゃないかというように僕自身は思うんで、ですからそういった形をとったほうが、今後、いい取り組みになっていくんじゃないかというふうに、私自身本当に思ってるんですが。

委員長（坊野公治君） 中間報告書の取り扱いについてですが、本会議で報告するということに関して、皆様方のご意見をいただきたいと思います。本会議で報告すべきかどうかということではありますが、ご意見はいかがでしょうか。ちょっと1点ずついきたいと思えます。

委員（上野安是君） 施設の面ということに関して、とりあえず何よりも先に、いろいろと調査研究もしてまとめたわけですから、そこでの中間報告というのは、どこかのタイミングでというか、今議会でしていけばいいと、そういうふうに思います。

〈なし〉

委員長（坊野公治君） 中間報告に関しては今議会でさせていただくという形でもよろしいですか。

〈異議なし〉

委員（森本典夫君） 次の段階へいきやええんじや。

委員長（坊野公治君） 濟いません。前後いたしました、この内容について、お手元の中間報告書をごらんいただきたいと思えます。

前回からの多少字句の修正をしております。その確認なんですが、表題も中間報告書というふうになっておりますが、まず1ページ目の1の最終行を「以下のとおり報告する」と

いうふうに修正しております。ここが以前でしたら、「執行部に対して提言を行うものである」ということから、「以下のとおり報告する」というふうに修正しております。

続きまして、4ページ、パーセンテージが33.7%、9%と書いてある……。済ませません。

委員（佐藤 豊君） 間違いじゃろ。

委員長（坊野公治君） 33.7%が正解ですので、これはまた修正いたします。その続きに、前回では「非常に高い割合を示している地区もあることがわかる」という文言を、具体的にということで、「中には7割を超える割合を示している地区もある」というふうに変更させていただいております。

あと学校の並び順も行政順という形で修正させていただいております。

8ページの4番目を「課題」というふうにさせていただいております。

最初の文章も簡略化させていただきまして、「以下の調査結果により、放課後児童クラブの施設面について課題として挙げられるのは以下の事項である」と。ポツの1つ目です。ここについては、「各団体に任せられるもの」という文言をとりまして、市の責任においてということ、
「児童の安全を確保するために、施設整備についても大規模改修以外は各団体に委ねられている」ということです。

9ページ、「提言」というのを「対策」というふうにさせていただいております。一番上の文言も、「今回の放課後児童クラブの施設面についての調査の結果、確認することができた。前項の課題の対策として以下の事項が重要である」というふうに、「提言」ではなくて「対策として」という文言に書かせていただいております。

①につきましては……。

委員（荒木謙二君） 文言を大分、「行政においてその責任を負う」というのをとって。

委員長（坊野公治君） 「行政において責任を負う」ということをとりまして、「環境整備については、積極的に行政において関与すること」というふうに直しております。

②について、これを済ませません、少しまた後から訂正いただきたいんですけども、②の4行目、「平成26年9月議会」、これを正式に「9月井原市議会定例会における市長答弁のとおり」というふうにまた修正したいと思います。

最後の締めのところを「とるべきである」を「対応をとること」というふうに字句の修正を、前回の案を受けてしております。

この文言で、中間報告書という形はとらせていただきたいと思いますが、これについてご意見はございますでしょうか。

委員（森本典夫君） 結構です。

〈なし〉

委員長（坊野公治君） 済いません。前後いたしました、この中間報告書については、本会議で報告するという形で今ご決定いただいたという認識でよろしいですか。

〈異議なし〉

委員長（坊野公治君） 第3についての調査報告書、議会広報などには、また載せていただくという形でお願いはいたしたいとか、載せていただきたいというふうに思います。

議会事務局主任（大山次郎君） 議決をとっていただく順番として、今、この内容がオーケーが出ましたので、報告の委員長の口頭の報告内容ですね。

委員長（坊野公治君） 済いません。失礼しました。ただいまこの報告書についてはご了承いただきました。これを議会へ報告するというを議長宛てに申し出をさせていただきたいと思いますが、申し出をしてよろしいでしょうか。

委員（森本典夫君） 当然じゃろう。

〈異議なし〉

委員長（坊野公治君） では、この報告書を議会で報告させていただくということを議長に対して申し出させていただきたいと思います。

この報告案については、委員長にご一任願いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

委員長（坊野公治君） 続きまして、先ほどのご議論になりますけれども、この中間報告書、これを議会にかけていただいて、決議をいただき、発議として議会に提出させていただくかということについて、またご意見をいただきたいと思います。ある程度は今までご議論はいただきました。ぜひやるべきであるというご意見と、このたびはこの中間報告という形で報告のみにするという2つのご意見が出ております。

委員（森本典夫君） 議会基本条例に基づいて、議会としてそういう政策提言をするとい

う意味からも、また議会の重みを示す意味からも、決議していくというふうな方法がいいと思います。決議を求める方向で進めるべきだと思います。

委員（佐藤 豊君） 議長が先ほど言われました議決ということの重み、議会の議決ということの重みということも、重々先ほど議長としての今までの経験の中で、そういった議会で決めるということの重みを説明されました。そのことは重々、私もそうだなという思いはありますが、今回の場合は、本当に全員協議会を通して、議員の思いも酌みながら、最終的にはそこで賛成が多ければ非常にありがたいんですが、そういう形がとれば、そういう形を手順を踏んで、委員長が本会議で報告し、発議をして、全員で議決をして、市長のほうに提出していくという形でいいんじゃないかというふうに思います。

委員（上野安是君） やはり今回は報告にとどめるべきだなと、そういうふうに思います。仮に最終提言ということになるとすれば、放課後児童クラブの恐らくここから先の施設面ではない運営のほうのほうは、まだこれから動かさなきゃいけないということだろうと思いますので、そちらとあわせて、もし提言という形に持っていくのであれば、そういった形で手順を踏んでいけばいいということを思いますので、今回は報告をして、それを議会だよりか何かに掲載するという形でいいのではないかと、そういうふうに思います。

委員（井口 勇君） 私は、前に言いましたように、議会での報告で、今回は市長にまで提言として出さなくてもいいんじゃないかと思います。

委員長（坊野公治君） 2つのご意見が出ておりますので、決をとらせていただきたいと思います。

このたび、この施設面に関しての中間報告書の趣旨に沿って、市に対して提言を発議していくということに対して賛成の方の挙手を求めます。

中間報告書に対して、このたびは本会議において報告をさせていただくということに対して賛成の方の挙手を求めます。

議長（宮地俊則君） 報告はどっちにしてもするんでしょう。だから、報告にとどめるという聞き方をして。

議会事務局長（三宅道雄君） もう、結果としては。

議長（宮地俊則君） そういう趣旨じゃったんじゃないと思うけど。

委員長（坊野公治君） それでは、このたびこの市民福祉委員会の所管事務調査の中間報告書に対しては、本会議で報告にとどめるという形で、議長に対して申し出をして報告をさせていただきたいと思います。

委員（佐藤 豊君） 最後質問ですけど、ということは、全員協議会ではもう皆さんに諮らんということですね。もうここで決まったことを、委員長が本会議で報告という形だけ。

委員長（坊野公治君） はい。手順としてはそのようになると思います。

議会事務局長（三宅道雄君） ただ当然、最終日に委員長報告として議長にはペーパー、報告書として提出されてるものですから、事前に議員の皆様全員の方には、中間報告書のほうは当然配付していただきたいと考えてございます。

委員長（坊野公治君） では、中間報告については終わります。

今後の放課後児童クラブの運営面に関しての所管事務調査についてですが、お手元に資料を配付しております。1枚物なんですけど、井原市の放課後児童クラブの運営状況について、今まで実施したアンケート、現地視察、先進地視察で得られた情報をもとに、皆様方が感じられた現状、それと問題点についてを記入していただき、10月24日金曜日までに提出をしていただきたいと思います。また、これをもとに、運営面に関しての調査研究を続けていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で放課後児童クラブについては終了いたしたいと思います。

〈子ども・子育て支援新制度について〉

委員長（坊野公治君） 前回の市民福祉委員会で議題となりました第4回の子ども・子育て会議の資料をいただきまして、森本委員さんのほうから提示されました要望事項についてを議題といたしたいと思います。これについて、皆様方からのご意見いただきたいと思えます。

事前にこの資料のほうは配付させていただいておりますので、この森本委員さんの1から6の項目について、市に対して、森本委員さんのほうからは要望していくべきというふうにご意見をいただいております。これについて、皆様方からのご意見をいただきたいと思えますが。

委員（上野安是君） 森本委員がこういうふうな要望していこうというふうに言われた6項目について、個々に内容について勉強していくと、深めていくというような形のスタンスでいいのではないかと思います。その結果、要望していくものがあれば要望していくというような形でしていけばいいのかなと、そういうふうと思えます。

議会事務局長（三宅道雄君） これは前回の委員会でご説明申し上げたかと思うんですけども、自治法の百何条ですか、委員会という規定でございます。説明させていただいたかというふうに思っております。その中で、各委員会というのは独立した議会内の意思決定機関ではないと。あくまでも議会を代表するのは議長である。ですから、委員会で直接外部に対する発信はできないというふうな自治法上の解釈をご説明申し上げたかと思うんです。そう

いったことからいたしますと、この要望自体も、先ほどの児童クラブと同じような形の手続を踏んでいかないと、実は外部に対する発信ができないというふうなことになると思いますが、その前提でお話をいただければというふうに考えております。

委員（上野安是君） 言葉足らずで済みません。ダイレクトに要望していくということではなくて、今ここに書かれている6項目について、1項目ずつ現状も含めて勉強して行って、その結果、要望していこうということになれば、先ほどの手順を踏んで、議長名で持っていけるものがあれば持っていくというような形になるかと、そういう意味で言ったんですけど。

委員長（坊野公治君） ただいま上野委員のほうから、今後これを1項目ずつ調査研究していくというふうなご意見が出ました。

先ほども局長が言われましたとおり、これをまた執行部に対して提言、要望していくという形であれば、委員会として決定して、また議会としての決議をいただくという形をとっていくという形になると思います。

きょうの委員会の中で、制度についての執行部からの説明というのは12月議会でお聞きするというふうに聞いております。以前から、森本委員さんのほうからは、できてからではできないのでそれまでにというようなご意見もいただいておりますが、ほかに、皆様方のお考えをお聞きしたいと思いますが。

委員（佐藤 豊君） ちょっと今の委員長の質問とはちょっと違うかもわからないのですが、この1番、先ほど執行部を交えての質問の際に、市としての取り組みについて質問がありました。そのときには、市長は市長会、あと議会としても要望か国に対してのそういった声も上げていただければというような声があったように思うんです。そういったことで、1番はもうクリアできるんじゃないかと思えます。

あと、新制度に移行するときの現在の保育水準を維持しということで、制度が移行しても、そんなに今の保育水準が低下されるような危惧の本市は状況にはないというふうに、影響がないということの説明があったんで、この2番も、別に今後検討していかなくてもいいんじゃないかというふうに思います。

それから、3番目も、市が条例制定するときに、認可保育園と同等の小規模認可基準を明文化するということですが、このことは必要なかもわかりませんが、井原市としては現実的にはないような答弁のように言われたように思います。

それから、あと4番目、新制度導入は保育士の非正規化が進む可能性をはらんでいます。市として保育士を十分確保するため、抜本的な保育士の処遇改善を行うことということですが、この件については、ちょっと僕自身もわからないので、この件は今後検討する、勉強する

必要があるかなというふうには思います。

それから、5番目も、本市にどれだけの影響があるのかなということも、先ほどの説明では余り感じなかったんです。

それから、6番目については、僕自身もまだまだ十分理解してないんで、この件については、また共通認識を持つ勉強もして、水準が下がらないということは基本ベースだと思うんで、この件については勉強してもいいんじゃないかなというふうに思っております。

委員長（坊野公治君） 今、佐藤委員さんのほうから、具体的に1項目ずつについてご意見をいただきました。現在、1項目ずつこれをきょうの段階で今後検討していくか。これはいいんじゃないかというふうな形で絞っていくという形でよろしいですか。

委員（佐藤 豊君） 皆さんの声を聞いてください。私は自分の思いを言いました。

委員長（坊野公治君） きょうここで1項目ずつ、この中で今後検討していく分と、これは現在井原市には、これは言い方は悪いんですけど、必要ないんじゃないかというような形、検討していくべきことではないのではないかとということを取捨選択していくということのご意見が出るとるんですけども、いかがいたしましょう。そういう形できょうここで諮らせていただいてよろしいですか。

委員（荒木謙二君） きょうの執行部の答弁でもありましたが、条例を策定して12月議会に提出されるというふうな説明でございました。前の委員会でも、議案が出てから、条例案が出てからというふうな答えを出された委員の方もおられますが、私も条例が出てから精査すればいいんじゃないかなというふうには思っております。ただ、もう一件つけ加えると、森本委員が出されとったのに対しては、調査研究というのは当然していくべきだというふうには思います。

委員（上野安是君） 先ほど、1項目ずつ見ていこうという話をしましたけども、佐藤委員のほうから絞ってというか、今現在これから先勉強していかにかいけん部分もあるということをおられたものに絞っていくのも1つ方法だと思います。その方法でいいと思います。

委員長（坊野公治君） この6項目を調査していく、またこの6項目の中から絞って調査していくというご意見が出ております。

委員（河合謙治君） 森本委員のこの6項目について書かれとるんですけど、条例が出たら、これ以外にも検討していかにかいけん、勉強していかにかいけん項目が出てくる可能性があると思うので、やはり出た段階で、それをもう一度委員会で諮るなり検討するなりして、森本委員から出された要望を含めて、再度、項目をピックアップして、勉強、検討していくべきじゃないかなと思います。

委員長（坊野公治君） 私が認識してるのは、恐らく森本委員は、出てくる前にこれを要

望してほしいという形で多分言われてると思います。間違いはないですか。

委員（森本典夫君） はい。

委員長（坊野公治君） 出てきたものに対して、もちろん協議検討するのは、多分委員会に付託されることもあると思いますので、それは出ると思いますが、森本委員さんの意見は、この森本委員さんの要望を、計画が示される前に執行部に対して要望をしてほしいというご意見であるというふうに私は認識をしております。あと森本委員さんもそのように言われとると思いますので、ですからこれをこの先調査研究していくという形にしますと、多分そういう形にはならないのではないかというふうになります。また、これも要望という形で書かれておりますので、これを本当に執行部に対して求めていくべきものなのかどうなのかというのは、やはりここで議論していっとかないと、時間的なものも間に合わないと思いますし、またもし仮に、正式にまた提言という形を踏むのであれば、先ほどの放課後児童クラブの件であるように、委員会の決をもって議会の決議をいただくという形をいかなければならないので、またこれをきょうの段階で先に送るという形はなかなか難しいのではないかなというふうには思いますけれども。

ですから、これはあくまで、森本委員さんが言われてるのは、これをこの先に出されてます計画の中に組み込んでくださいということを、執行部に対して要望するかしないかというふうなことで決めていく方法だろうと思いますが。

委員（井口 勇君） 私は、前回も言いましたように、案というのは執行部から出されるものであって、議会に諮られるものですから、その前に議会から要望というのはいかなものかだと思います。

委員（佐藤 豊君） 森本さんは提言という形で言われてますけど、先ほど局長のほうは、提言ということはということを言われたというように思います。そういった中で、勉強していくのが所管事務調査ですので、勉強をまずやっつけよう。それは最終的には条例の素案というたら違うんかと言われますけど、条例の案が出たときに、言うことも必要だと思うんですけど、それを見解いてく、それだけの勉強は、所管事務調査の中で個々人とかまたここの中で意見のやりとりの中で、この委員会のメンバーが知っていくというような捉え方で進めていかないと、出てきてから対応しますというても、できたときの、それを読み解く意味合いというものを理解する、こちらも姿勢をつくっとかないと、なかなか意見もできんのかなというふうに思いますんで、そういった意味で、まず本市にとって、先ほどの子育て課長の言われた中で、本市にとって必要な箇所は、まずなろうと思われるところは勉強していくという形で進めていったほうがいいんじゃないかというふうに思うんです。出るまで待つよりか、少しでも自分たちは自分たちとしての取り組みをやっていくということ

でいいんじゃないかというふうに思うんですが。

委員長（坊野公治君） 森本委員さんから出されとるこれは、調査研究をしていって、執行部から案が出されたときに、これをもとにして調査研究をしていって、ここで意見を言うという形で。

委員（佐藤 豊君） 先ほど、これは必要だといったところは僕は言ったんで、皆さんの思いはそれぞれ持たれとると思いますから、それはこの場でそれぞれ意見を言っていただいて、最終的に集約したところで進めていけばいいと。

委員（井口 勇君） 私も、先ほど言いましたけど、この案、内容的には森本さんののが誰が見ても内容的に悪いところはないんで、調査研究していくということはいいですけど、僕が言ってるのは、その前に要望、議会から要望するということがいかなものかと。調査研究は進めてもらやあ。

委員長（坊野公治君） まず、これを、この森本さんのご意見を執行部に対して要望していく、提言していくかどうかということ、まず決定していかないといけないと思っております。

まずは、この6項目の中を絞る絞らないはまた次の段階とさせていただきますして、決をとらせていただいてよろしいでしょうか。

まず、この森本委員さんから提出されておりますこの要望事項について、吟味をすることを前提といたしまして、執行部に対して、この新制度に対して、制度に組み込んでもらうように要望するという方に賛成の方の挙手を求めます。

では、これは執行部に対して要望していかないといい形で決定させていただきます。

そうした中で、要望事項については、今後の計画が出されてくるときに、調査研究していくのに必要な資料、案として取り上げさせていただくという形はよろしいでしょうか。

委員（森本典夫君） 私が6項目こういう形で出したことによって、かなり委員会の中でもめてまして、最終的には要望として取り上げていかないといいことになりましたので、唐突ですけれども、この6項目については取り下げさせてもらいたいと思います。それとあわせて、皆さんから、この問題に対して、この問題というのは、子ども・子育ての問題に対する提言をしっかりと聞かせていただきたいと思います、改めて。僕はこれはこの時点で取り下げさせていただきたいと思ひまして、先ほども手を挙げませんでした。

取り下げることにご了解してください。僕はほかの方法を考えます。

委員長（坊野公治君） ただいまこの要望に対しては、森本委員さんのほうから取り下げというふうなご意見が出ました。これは皆さん了承するという形でよろしいでしょうか。

委員（佐藤 豊君） 先ほど言いましたように、必要なところも今後出てくる可能性があ

るので、そういった箇所については勉強する、一つのあれとしてはということでは申しましたけれども、提案者の方が、この6項目を引き戻すということですので、私はそれは了とした。それから、あと森本さんが言われましたように、今後、各委員として問題点というんか、これからこれについて勉強していくということを明確にして取り組みましょうというようなことですので、それで私は了とします。

委員（森本典夫君） 改めて言いますが、僕はこれ下げました。この子ども・子育て支援新制度を所管事務調査として進めていくということは決まってるわけで、そういう意味では、僕以外のほかの委員さんが、このことに対して所管事務調査でどういうことをやっていくかという提言を、具体的に出していただきたいと思います。一つも出とりません、今までずっと。このことは主にやりよりましたけども、途中で僕、そのことも言いましたけども、皆さんありませんかというて言いましたけども、一切出ませんでした。そういう意味では、ちゃんと出していただいて、それをいろいろ所管事務調査としてやっていければというふうに思ってますんで、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。それは皆さんに対する要望です。同じく要望ですけど。

委員長（坊野公治君） 今後子ども・子育て支援新制度についての所管事務調査の進め方についてなんですが。

委員（上野安是君） 今、森本委員がこれ取り下げるということをどうするかというのは。

委員（森本典夫君） 済んだ。

委員（上野安是君） 済んだんですかね。

委員（森本典夫君） 取り下げることです。

委員（上野安是君） 森本さんが取り下げる言うただけで、佐藤さんは了とする言うただけで、そこで終わっとなじゃないですか。

委員長（坊野公治君） 諮りました。

委員（上野安是君） 済いません。失礼しました。

委員長（坊野公治君） 森本委員さんからもご意見いただいた、今後の進め方という形で、皆様方からのご意見を出して、またそれを調査研究していきたいというふうなご意見をいただいとります。これについて、皆様方からのご意見をいただきたいと思いますが。

委員（佐藤 豊君） 先ほど、局長が言われたことでいいと思うんです。所管事務調査という形でのことで、ここに第1で書かれておるとおりでいいと思います。そういう思いです。ですから、常任委員会が特定の事項を調査するだけでは効果がないと。調査結果をどのように生かすかが問題だということ、第1で委員会審査に反映させること。付託された議

案や請願の審査に調査結果を生かすなら、審査が深まり、執行機関に対する監視力が強化される。そういった姿勢で、今後、先ほど森本さんが言われたように、各委員が課題について調査研究して、そのことを進化させて、条例案が出たときに、それに対しての意見ということを行うということ、所管事務調査に当たるということがここに明記されてるわけで、そういった姿勢で臨んでもいいんじゃないかというふうに私は思います。

委員（森本典夫君） 余り言いたくはないんですが、所管事務調査として所管事務調査の項目については、今言ってみれば何もなくなったわけで、今回所管事務調査で2項目は回答いただきましたんで、現時点ではないわけですね。回答いただいたわけで、スケジュールについても言っていましたし、じゃからそういう意味では、今、委員長が言われたように、今後、何をどういうふうに進めるための資料として、所管事務調査でどういうのがあるのかなというのを出し合ひにゃいけんわけで、それもなしに、今言われたように、今後条例が出たときにどうこうという話というのは当然のことで、条例が出たら、条例に対して自分の考え方も含めて、疑問があれば大いに論議すりゃええわけですから、そういう意味では、所管事務調査としてということになれば、より具体的な今後の流れとして、どうのことを所管事務調査としてやっていくのか、こういう項目、こういう項目というのを出さないと前へ進まんということになりますんで、今言ってみれば、今回2つ、所管事務調査として出しましたけれども、それは回答が出て、それは済んだというふうに認識、僕してるんで、そういう意味では、きょう以降、どういうふうな所管事務調査を掲げてやっていくんかということが出んことには、具体的に先に進まんというふうに思います。

だから、皆さん、大いに出してくださいや。

委員（荒木謙二君） きょうもちょっと子ども・子育て課長、猪原課長のほうからあったように、地域型保育というのが、今度、県から市町村に変更というふうなことで、4つのタイプがあると思うんです。家庭型保育と小規模保育、事業所内保育と居宅訪問型保育、この居宅訪問型保育については、6月の説明では現実的には無理ということ。それで、小規模保育については、井原市には現在ないというふうなことでしたが、この地域型保育というのが、都市部はもちろんのことなんですが、子供が減少している地方でも、地域のさまざまな状況に合わせて保育の場が確保できるというふうなことになっとりますので、このあたりまた全然私自身もわからないんですが、ゼロ歳から2歳までというふうなことになっとります。これも1つ、研究していてもいいんじゃないかなと私は思っております。

委員長（坊野公治君） いかがいたしましょう。確かに、今、森本委員さんが言われたように、目的というか、ただ漠然と子ども・子育ての支援新制度について調査研究という形ではなかなか議論も深まらないということにはなると思います。今、副委員長が言われたよう

に、やはり项目的には調査研究も進めていくべきところもあると思います。ある程度、骨子が見えてきた段階ではありますので、支援事業計画という、お渡ししている資料があると思います。この中で、例えばこれについて議論を深めていきたいということを出していただくという形をとらせていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

私としては、それに関しては、ただこれを市に対してどうこうしていくじゃなくて、やはりそこに分に対しての議論を深めていくということが必要だろうと思いますが、いかがでしょうか。

この資料に関しては、前回の第4回子ども・子育て会議の中で示された素案でありますし、ここまでの骨子というのは、次にはこれがある程度の形として出てくるとは思うんですが、ここまで市としての新しい計画について、方針というのはここで出されてますので、これが恐らく12月議会には示されることであると思いますので、その中でここは議論を深めとくべきであろうということがあれば出していただいて、12月議会までの所管事務調査として調査していくという方法も一つの方法ではないかなと思います。

そういう形をとらせていただいてよろしいですか。

議長（宮地俊則君） 委員の皆さんに申し上げたいんですけど、委員会に限らず、会議の進め方、わずか6名の委員会ですんで、委員長のほうから問いかけがあったら、できるだけ答えてあげていただきたい。前に言われた方の意見に、誰々さんの意見と一緒にでもいいですし、反対ですでもいいですし、何らかの意思表示をしていただかないと、会議が前へ進まないように思います。もう少し人数少ないわけですから、発言されてない方に委員長さん、問いかけられとると思いますので、ちょっと議長としても気になりましたんでよろしくお願ひします。

委員（森本典夫君） 委員長提案のような進め方で結構です。

委員（佐藤 豊君） この内容をもう少し熟読、吟味というのか、もう少し読んで、この中にいろんなことが隠れとるというふうに思うんです。その辺をもうちょっと熟読した中で、課題をというのか、ここはどうなんかなというようなことも掘り出していくというんか、ということをもうちょっと取り組んで、先ほど森本さんが言われたように、所管事務調査としての今後の項目を明確に出していくということから始めるということをやったほうがいいんじゃないかというふうに思います。

1つ例を言いますと、38ページにあるんですが、重点施策というところで、地域社会全体で機運の醸成という箇所があるんですが、機運を醸成するためにはどうしたらいいのかとか、現状の取り組みはどうなのかとか、そういうところを1つでも疑問符に持って調べていくとかということからスタートしてもいいんじゃないかというふうに、私は思うんですが、

そういったもう一度、1度や2度、3度でもいいですが、読んでいただいて、そういうところが、今、井原市の現状はどうなのかというところから始めていって、一つ一つ意味合いと
いうことを、皆さんで現状はこうなんだ、わしはこういうふうに聞いたんじゃないというような
ことの中で、これはもうちょっとどがんたんとんかなというようなことから進めてもいいん
じゃないかと思うんですが。

委員（河合謙治君） 一番当初ですけど、26年の一番しょっぱなに、何の所管事務調査
をやるかということで、皆さんに聞かれましたよね。それから、児童クラブと子ども・子育て
支援制度というのをやりましょうよという話になって、その後、5月7日付で、委員長名
で、所管調査の調査事項の調査ということで、一回提出してますよね。そうして、提出した
後に、まだちょっとみんな勉強が足りないからということで勉強会を猪原課長にしてもらっ
て、その後、いや、条例がもう少ししたら出るから、森本委員のほうから提言を先出したほ
うがええんじゃないかねえかという展開になって、今回出さないよという話になったんだから、こ
この5月7日の各自出された、各自というか、私は出してるんですけど、そこへ返るだけ
ではないんですか。僕も4項目出してるんですけど、違うんですか。一番当初出してますよ
ね。子ども支援制度に対しての調査内容を5月7日付で書面もらったやつに書いて。私は出
してるんですけど、その控えを持っとんなんですけど。そこへ返って、項目をまたもう一回打ち
分けてやるという話になるだけじゃないんです。また、同じことを出すんですか。ようわか
らんですけど。

委員（森本典夫君） ちょっと文章読んでみて。

委員（河合謙治君） ここへ、5月7日付の委員長名義で、所管事務実施に伴う調査事項
等の調査についてということで、先般、委員会において所管事務調査については、放課後児
童クラブについて及び子育て支援新制度についての2項目とし、詳しい調査項目については
今後の協議事項とすることを決定したところです。つきましては、具体的な調査項目を決定
する上で協議を円滑に行うために調査の目的、何に設定していくのか、どのような内容で調
査していくのか、どういう議論をしていくかについて各委員のご意見を取りまとめるために
調査票を提出してくださいという書面出てますよね、委員長から。

委員（森本典夫君） それで、あなたが出した項目を言うてください言よるん。

委員（河合謙治君） 私が、子ども・子育てだけでいいですか。

委員（森本典夫君） そうそう。

委員（河合謙治君） 地域における子ども・子育ての推進事項。あと、保育サービスの充
実事項。あと、子供と親の健康づくりの推進とは。あとは、幼・保連携の強化と総合的施策
の推進内容をやっていってはどうですかということで、僕は4項目出させていただいでるん

ですけど。ここへ立ち戻るんじゃないんですか。違うんですか。

委員（森本典夫君） 僕は、そのとおりだと思ひまして、全くそういう意見が出てないのかなというふうに理解しとりましたんで、先ほど来、言よりましたようなことになります。それで、ほかに委員長、ほかの委員から、何かこういうことをというのはいないんでしょうか。確認で。

議会事務局主任（大山次郎君） 今、河合委員さんがおっしゃられたときの皆さんご提出していただいているのが確かにございます。一覧表にして、この会のおきにお配りをしておるところなんですけれども、これどうしましょう。全部読み上げましょうか。

委員（森本典夫君） コピーとって、それ。

議会事務局主任（大山次郎君） コピーでお渡ししましょうか。

委員（森本典夫君） そういうことがいろいろ複数出とんなら、それに基づいて所管事務調査としてどれとどれをやっていくかという話もできるわけで、そういう話を具体的に進めていきましょう。

委員長（坊野公治君） 先ほど、河合委員のほうからご意見出ました資料に関して、今、お手元のほうに配付させていただいております。5月の段階での所管事務調査実施に伴う調査書ということで、子ども・子育て支援新制度について、各委員の皆様にご調査の目的、調査事項の概要説明、調査の内容について提出していただいたものの一覧表であります。先ほどのご意見であれば、これをここに立ち返ってもう一回所管事務を進めていくべきではないかというようなご意見が出ておりますので、お目通しをいただきたいと思ひます。

これに立ち返って、また所管事務調査をというご意見がありました。これをご一読いただいた中で、皆様方からのご意見をいただきたいと思ひますが。

委員（森本典夫君） その後、かなり月日がたつとりますんで、そういう意味では、こういうのが調査事項の提案説明、調査の内容というのが出ておりますけれども、改めて現時点で、今までの流れを含めて、会議も開かれて、今度次の会議で提案、それこそまとめられて、それとあわせて条例制定と議会への説明ということになると思ひんで、そういう意味では、この時点で何をどういうふうにするかというのを、これも参考にしながら提案して、それで皆さんで確認して、それで所管事務調査を進めていこうという話にしたのがいいんじゃないかと思ひます。

委員（上野安是君） いいと思ひます。

〈なし〉

委員長（坊野公治君） では、現在、この素案、事業計画のたたき台も出ております。先ほど、副委員長のほうからもご意見がありましたように、骨子が固まってきた中で、井原の中で井原に即した形を求めるべきものがあるのではないかというふうな形も見えてきておりますので、素案またここに出てくる意見も含みながら、また調査研究していくことを皆様方に提出していただきたいと思っております。

それについては、先ほど、放課後児童クラブについての、今後調査していくべき、現状と問題点について、調査項目について提出をお願いする文面を渡しましたけれども、これと同じ締め切りで、10月24日締め切りで、今後どのようなことについて調査していくことを各委員さんに提出していただきたいと思っておりますが、こういう進め方でよろしいですか。

〈異議なし〉

委員長（坊野公治君） では、子ども・子育て支援新制度については、そのような、今申し上げたとおり、今後、これから先どのような形で調査していくかということ、また皆様方からのご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたしたいと思っております。

以上で本件については終わります。

次回の委員会の開催についてご相談いたしたいと思っております。

素案としては、10月27、28もしくは11月4か5。

ごめんなさい。ここへ28、29と書いとるのに。済いません。28か29、もしくは11月4か5。もしこの中でだめな日がある方は言っていただきたいんですが。

議会事務局長（三宅道雄君） 5、6は議運の視察になります。

委員長（坊野公治君） あれ、僕6、7と書いとる。

5日はだめ。

委員（森本典夫君） 28はペケ。

委員長（坊野公治君） 28ペケ。

ほかにだめな方いらっしゃいますか。

委員（河合謙治君） 4だめです。

委員長（坊野公治君） 4だめ。もう29しかない。

では、次回の委員会を10月29日に決定いたしたいと思っておりますが、よろしいですか。

時間は10時からでよろしいですか。

〈異議なし〉

委員長（坊野公治君）　　では、次回の委員会を10月29日の午前10時からに決定させていただきたいと思います。10月24日までに、本日お願いいたしました放課後児童クラブについてと子ども・子育て支援新制度についての調査についての書類を提出いただきたいと思います。それをもって、次の委員会をまた開催いたしたいと思います。

　　以上で所管事務調査を終わります。

　　閉会に当たりまして、議長何かございましたらよろしくお願いいたします。

〈議長あいさつ〉

委員長（坊野公治君）　　以上で市民福祉委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

市民福祉委員会会議録

1. 開催年月日

平成26年10月29日 開会 13時58分 閉会 15時40分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

坊野 公 治 荒 木 謙 二 河 合 謙 治 上 野 安 是
佐 藤 豊 井 口 勇 森 本 典 夫

4. 欠席委員名

な し

5. その他の会議出席者

(1) 議 長 宮 地 俊 則

(2) 事務局職員

事 務 局 長 三 宅 道 雄 事 務 局 次 長 岡 田 光 雄
主 任 大 山 次 郎

6. 傍聴者

(1) 議 員 なし

(2) 一 般 なし

(3) 報 道 なし

7. 発言の概要

委員長(坊野公治君) こんにちは。

ただいまから市民福祉委員会を開会いたしたいと思います。

〈議長あいさつ〉

〈所管事務調査について〉

〈放課後児童クラブについて〉

委員長(坊野公治君) 先般の9月議会におきまして、施設面に関しての中間報告をさせていただきます。それに続きまして、今度は運営面についての調査研究をいたしたいと思えます。

前回の委員会で皆様方をお願いしておりましたアンケート、そして現地視察、また視察研修において皆様方が思われた現在の放課後児童クラブの現状、また問題点についてをご提出いただきました。それを一覧表にしてお手元に配付いたしております。事前に皆様の分をお目通しいただいていると思えます。

本日は、まずはこの出されたものについて、お一人ずつこの現状についての皆様方のご認識とまた問題点についてを口頭でご発表いただきたいと思えます。

委員(河合謙治君) 現状から。

委員長(坊野公治君) 現状と問題点。

委員(河合謙治君) まず、1点目が、指導員がよくやめるということを上げています。これは2番、3番にも通用するんですけど、先般のアンケート調査の中にも書いてあったんですけど、指導員がよくやめることによって新規の募集をするのでも新規がなかなか入っていただけないということで、よくやめるというのはなぜなのかという問題点があるんじゃないかということで①です。

②は、子と親と指導員のトラブルが多いということで、子供同士、当然学年が違ったりとかあるんで、その間の片や元気な子、片や運動とかそういうのをよくやりたい子と本をゆっくり読みたいときとかというときにけんかとかそういういざこざが起きているというのと親と指導員のトラブルが多いということで、この辺のことがアンケートの中にも書いてあったということで。

③としては、親と指導員、井原市における運営面などのモラルの違いということで、アンケートも全部一応目を通させていただいたんですけど、基本的に最後はこの③が一番あれなのかなというのが問題点じゃないかなとは思いますが。というのが、親と指導員と井原市がどこまでがどうという境目が非常にグレーなゾーンが多くて、どこからどこまでが誰が担当なのかというのも何か余りよくははっきりしていないことがあって、①も②も含めた中でそういうことが起きているのかなというふうに思っております。問題点としては、親と指導員と井原市での立場が明白でないということで、この辺をいろいろ問題点を上げてやっていったらどうかと思っております。

委員(上野安是君) まず、指導員の採用、確保というのがなかなか難しい、要は各クラブに委ねている中でなかなかそれが難しいというような面。そうすると、指導にも当然ばら

つきがあったり、あるいは賃金の格差と言っていいかどうかわかりませんが、それぞれのクラブでやはり幾らか違うし、そのかわり指導員同士は横の連絡をしてからどうかという話もあったりもするので、その辺のことも含めてちょっと問題があるのかなというところが1番目です。

2番目は、運営委員会のあり方なんですけれども、なかなかやっぱり保護者とイコールというところが多いので、確かに第三者を入れられておるところもあるんですけども、保護者が中心となっていくとそれがそこから後、結局指導者と保護者との軋轢、その辺の問題とかその辺の問題解決ができないということで3番目につながるんですけども、コーディネーター、間に入る第三者の調整役が要るんじゃないのかなというところを問題点に上げています。

委員（佐藤 豊君） 今回の中間報告をする前に、現地視察をさせていただきました。その中では、稲倉の放課後児童クラブの責任者の方のお話の中で、子供が少なくなっていく中で人数が1人減っただけで補助金がかなり減額されるといったことでのクラブの運営に対して、非常にその辺の先行き不透明さを感じて大変憂慮しているというようなニュアンスのことがありましたので、その辺の支援を今後どのように井原市としては考えていただけるのか、そういうことをもう少し詰めていったらいいんじゃないかというふうに思いましてそのように書かせていただきました。

あと、先ほど皆さんも共通なんですけど、指導員の確保というところが各クラブの一番の課題になっているんじゃないかということも考えますし、経験豊富な指導員さんもおられるところがありますし、新規で指導員になられた方で経験がまだまだ十分とは言えない指導員の方もおられると思いますが、そういった中で今後指導員さんのレベルアップ、また指導員さんと保護者の意見交換といった中でスムーズな放課後児童クラブが運営できるような体制、支援ということも考えていく体制というものが必要になってくるんじゃないかなということでこういうふうにご書かせていただきました。

委員（井口 勇君） 基本的には、各児童クラブのばらつきということでそれが一番じゃないかと。それが、地域で各クラブがするんで、違いも地域においたことでもすることも多いと思いますけど、統一できるものは市で統一していったらというのが大体基本で。それから、問題点としましては今さっき皆さんも言われておるように、最初に僕が書いておる、運営委員、指導員、市、学校との連携が一番じゃないかと思います。以下につきましては、もう皆さんと同じように保護者等の要望とかそういうことでございます。

委員（森本典夫君） ①、②というので、②が関係して①になるというふうに思っているんですが、先ほど来出ていますように指導員の確保にかなり苦労されているところが多いという状況の中で、市の援助が今まで以上に引っ張り出せないかなというふうなことを思って

います。指導員は、言ってみれば各クラブでいろいろ賄っていくということになっていますが、それを一定程度市としても何ぼか援助するというようなことも含めて指導員の確保についてもかなり強力に援助をしていけば、より改善されるのではないかなというふうなことでこういうのを載せました。

委員（荒木謙二君） 皆様のご意見と重複するところが多々あるんですが、まずは現状ということで、説明として運営主体は各地区の児童クラブで運営委員会があるということで、問題点といたしましては賃金計算税務関係等、保護者役員の負担が非常に大きいというふうなことです。

次に、指導員確保は各地区児童クラブの運営委員会であるということで、指導員は2名以上というふうになっておるんですが、2名の児童クラブというふうなところもあります。そういった点も是正せんといけないというふうなこともありますし、指導員の採用が各クラブというふうなことになっておりますので、非常に負担のほうが大きいんじゃないかというふうに考えております。

次に、指導員の賃金、開始時間が各クラブによって差があるということで、こういったことが非常に問題ではないかということでもあります。最終的には今のやり方でいいのかというふうなことになろうかとは思いますが、公設公営というふうな形にもそれがいいのかどうかというふうなことも含めて、それに近いような形に幾分でもなればというふうには考えております。

委員長（坊野公治君） 最後に、私の分なんですけれども、現状としてはやはり各クラブが運営委員会で運営していることが問題の状況であるということ、また指導員の雇用から採用、結局給与の決定までを各クラブの運営委員会で行っているという、また指導員の数が少ないというのが現状ではないかなというふうに考えております。

問題点としては、運営委員会の役員、これは全クラブに統一したことではないと思いますが、役員が毎年かわっていくために、問題点を解決しようと思ってもその引き継ぎができていないためになかなか毎年毎年同じことの繰り返しになっているというのも問題として現状あるというふうに考えております。また、給与面などに関しても、指導員の方が上げてもらいたいが、やはり雇用主が保護者ということもありますのでなかなか意見がしにくいと。あとは、しっかり働きたい方にとっては給与面も低く、また保障もないためになかなか働けないという意見もあると思います。また、これは本当にこのたびアンケートの中で言われていたんですが、会計を全て運営委員会が見なければいけないというところに負担が大きいということがまた問題ではないかなというふうに思っておりました。

今皆様方から一通り現状と問題点についてをお聞きいたしました。運営面についてなんですけれども、例えば指導員の確保、または指導員の給与、また運営体制というところで問題

点があるということは大体統一したご意見ではないかなというふうに感じることができました。

ここで、この中で本当にこれが一番問題ではないかということの何がどのように問題なのかということを確認にしていって、それを解決していくというふうな手順をとっていきたいと思いますが、優先順位をつけるわけではありませんが、例えばもうこの全てを見られた中でまずは皆様方から、もう単純な言い方で構いませんのでこれが問題ではないかというふうなご意見をお聞きしたいと思います。重複しても構いませんので。箇条書きにするとかそういった形で、まずは皆様方からこれが問題ではないかというふうな形でご意見をいただきたいと思いますが。

委員（佐藤 豊君） ちょっと僕も勉強不足で申しわけないんですけども、コーディネーターという立場の方が子育て支援課におられるのかということもまだ把握もしてないんですけども、そういったところから本当に保護者と運営委員、または指導員との間のルールづくりとか連携、またいろんなさまざまな運営委員側からの相談事、それから指導員側からの相談事をまとめて解決していくようなコーディネートという立場の人が現在おられるのかどうなのか。それから、現在おられた場合にはどのような対応をされているのかということもちょっと勉強不足で知らんですけど、そういうところから現状把握から進めていけば一番最初はいいいんじゃないかというふうに思います。

それと、あと、今、井原放送等々で放課後児童クラブの指導員さんの募集という形で取り組みをされておられますが、その現状。現状として何人かの応募があって、ここは遠いから私は遠慮をしておきます、やりたいけれどもちょっと遠いので遠慮しますというような状況もあったりするので、そういったことを指導員のバンクといったらおかしいですけど、そこを登録制にしておいて、地元であきが出た場合にはその方をお願いしてそこに指導員として行っていただくとかというようなバンク制度というものが今後考えられるのかとか、そういった指導員不足で悩まれているという現状の中で市としても指導員確保に努めてくださっているという現状もあるわけで、そういったことをプールして今後に生かしていくということも必要になってきた現状にあるんじゃないかというふうに思います。たちまち今、頭に浮いたのは2件です。

委員（上野安是君） 先ほど佐藤委員が言われたバンク制度は、多分、今実際にはバンク制度をとっていて、ところが全然応募がないと、ゼロ状態が続くと。そのときに応じて井原放送であったり広報であったりで募集をして何とかその募集に食いついてきているのか、それとも横つながりで採用されているのかというのはわからないんですけど。

それから、最初の窓口、これは多分の話ですけども、係長とそれから係長があれだったら課長がというような形で受けて、そこで実際にそれをどうもんでいるのかというのはわから

ないんですけど、窓口とすれば多分係長が全部受けておられるのかなとは思いますが、一応そういうふうに聞いています。それから、会計とかもろもろについては、確かに税務課に行って指導はしますよとかという言われ方はしているんですが、実際にそれをするのが、日中当然働いている途中で休んでいかにやいけないという保護者の気持ちとすればそこが一番問題で、それが何とかならないかとかというのが今までずっと出てきた流れだろうとは思いますが。その辺の実際の具体的なところをどういうふうにそれぞれがやられているのかというのを、今委員が言われたように調査していくというのも必要じゃないかなというふうには思います。

委員（佐藤 豊君） ということは、今の上野委員さんのほうからあったんじゃないけど、コーディネートという今の立場じゃなくて、今は子育て支援課のほうの係長とか課長がその辺の要望事とか苦情事を聞いて、その中で解決策を模索して対応しているというふうなのが現状というふうに理解すればええんですかね。

委員（上野安是君） そういうことです。だから、今は全くそこをコーディネートする第三者、お役所ではなくて、きちっと両方の話を聞いてどうだこうだという調整役というのはどこにもひょっとしたらおられないんだろうなとは思っています。

委員（河合謙治君） 今、佐藤委員と上野委員が言われていたように、根本的に現状はある程度、先日来とっているアンケートの中でかなり出てきていて、指導員が足りないとか何とかという話もたくさん書いてあるんですけど、基本的に僕が書いているように指導員がよくやめるというのも非常に問題点。だから、補充をしたときにもそんだけのバンクがとれてないんで、やめられたら1人ほんなら補充というても補充のバンクがないんでというその繰り返しみたいになっていて、それで全部大体見せていただくと、結局、親と指導員と井原市の立場が今のままじゃいけないのじゃねえんかなと思っているんです。ここからここまでは井原市、ここからここまでは指導員で、それで最終的なのは親の役員会でというほんなら話が今の現状みたいなんですけど、例えば親で今会計とか何とかしょうるのを、1年ごとにかわるんで、去年はこうしようたのにことしはこうなって、また来年はどうなるかわかりませんよということになったりとか、去年まではこういうことを役員会は言ようちゃったのに、ことしになったら役員さん全部総入れかえになつとるんで、また言われることが真反対とは言いませんけど違うことを言われるようになってきているというのが現状みたいなんです、その辺をずっとおられるというたらこの中ではもう指導員なので、指導員にある程度持って行って、それで親のほうでは監査役みたいな感じで、お金の最終的なとか指導員で決めたことを役員会に諮って承認してもらおうとか、何かそういう例えばの話なんですけど、そういうふうな今の役目というものをちょっと若干見直さないと、今のままでどうにかというのは、もう当然のごとく毎年毎年もう役員さんがかわるんで、そういうのはもう毎年繰り返し

じゃないかなあと思うんで。

あと、プラスいつまでこれをやるかという話で、できれば来年の2月までには結論をある程度出したいのならばあと4カ月ぐらいしかないんで、その辺、現状の把握も非常にいいんですけど、問題点をピックアップして、もうこういう方向でという方向づけをつけてやっていかないとちょっと間に合わんのかなあとも思うんですけど。

委員（上野安是君） 今、河合委員が言われた、確かに保護者がという話があるんですけど、実際に役所のほうからすれば運営委員会はどうつくっても構わないというところからスタートしていて、そのつくられ方がそれぞれの地区で違ってて、第三者を入れているところもあればという、実際に私も四季が丘の運営委員は育てる会の会長とかという立場に入らせてもらって運営委員なので、そういう意味で言えば第三者的に話はしているんですけど、そういう中で聞いてもやっぱりどうしてもお金のほうは保護者の方に預かっていただいていたみたいな形になるので、その辺のところ、その運営委員会のあり方というのをそれぞれのクラブがしっかりと考えれば、保護者がすべきものではなくて、今たまたま保護者がやっているんですけども、そこを考えれば、今言った保護者が持って大変だという部分はちょっと解消できるかどうかというのは非常に難しいところなんですけど何とかできそうなのかなと。ただ、そのコーディネーターという方に対しては、当然そこに報酬も発生するのかもしれないし、ボランティアでやってくれるのかもわからないし、ただ保護者が今やっているからそれぞれの保護者が大変、保護者が大変、保護者が大変と言うけれども、実際は運営委員というものをそこで選んで運営委員会がしっかり運営すればどないかなるのかなというようにところもあるんですよ。だから、その今の運営委員会の私はある方が非常にちょっと問題が実際にはあって、保護者対指導員という対立が起こっているんじゃないのかなという思いもします。ですから、先ほど、もう一点は河合委員が指導員がそこら辺の会計を持ってということになると、今度はイコール自分の給料を自分でそこから抜いていくというような形にも考えられないこともないし、それはちょっといかがなものかなというように。

委員（河合謙治君） その給料面に関しては、もうこれは私の個人的な意見としては井原市で統一して決めるべきじゃないかなという。同じ子育てで子供の世話をする係で、片や750円、片や950円とかというて、ほんならその200円の差は何なのという話や、それは今はもう役員会で決められていることやから保護者がうちはもう750円でやってほしいんじゃないと、今、片やは950円でやってくださいという話だけで、そこは市が統一して、大体800円なら800円、900円なら900円で基本的にはやってもらえんかというふうな、それは上げるか下げるかとかというようなことは井原市のほうである程度ライン決めをするというふうな役づけを変えて、そうした上で指導員のほうで給料面、そうしたらもう市のほうがある程度決めるんで、指導員自体が自分の給料を決めることもなくなるんで、その

中でコーディネーターとして役員さんの中から選出ということになれば、親の意見も聞いて、それを市のほうにも伝えるし、指導員の中でもそういう意見が出ているからどうにか改善できないかとかというふうな話し合いに持っていく。そのときには、親が必要なら役員会も招集してやるとかというふうな。今やっている仕事を、これはこっちにあればこっちにとかというふうな振り分けを、逆にある程度はつきりしてあげたほうがスムーズにいくんじゃないかなという。ある程度の一線を引いてあげる。今みたいに給料がこんなんじゃなしに、一線を引いてあげてという話のほうが基本的にはいいんじゃないかなあと個人的には思います。

委員（佐藤 豊君） ちょっと基本的な各放課後児童クラブの設立ということになってくると、各小学校区でその設立の年度は違うと思うんですよ。それで、また運営委員会という体制はあるんじゃないけど、その運営委員会の中で指導員さんの給料設定とか、それから放課後児童クラブの子供の月謝という形、月決めの金額というものを決めているという今は背景があって、その指導員さんに対するそういった1時間当たりの賃金の差も出てきているのが現状だというふうに僕は認識しとるんですけど、それでいいですよ。今の話の途中で。

委員（上野安是君） 各運営委員会がそこは賃金も決めているし、保護者の負担金も決めているということですね。だから、当然のことながら表をいただいているようですけどばらつきがあるという。

委員（佐藤 豊君） そのことで、最終的には今、河合委員が言われるように市のほうで対応する中で、運営委員会とは別として市としての基準というものを統一して対応すればというような意見も今後は必要になってくるんじゃないかというふうに思うんです。それで、今の指導員さんの給料にしても、統一できるものなら統一してあげたほうが割り切れるんじゃないかというふうには思うんですけれども、その辺のさっき言いましたように成り立ちとの整合性をどうこれから行政のほうで取り組んで対応してもらえるのか。その辺も議会サイドだけでは絶対このことはもう前へ進まんと思うんですよ。やっぱり保護者、また指導員、また運営委員会の役員の方とまた子育て支援課も、全体でこのことは考えていかないと、なかなか一つのものにはなっていかなのが現状ではあるというふうに認識するんですが。

委員長（坊野公治君） 今言われていた中で、指導員の確保と指導員の待遇、その辺が賃金面も関して問題があるのかなというふうに思われます。この中で、井原市としてどのような体制で今後運営してもらおうような形をとるのが一番いいかというのも委員会として考えていくべきかなというふうには考えております。先ほどのご意見の中でもありましたが、最終的に公設公営という形も一つの考えではあるとは思うんですが、そうなりますと費用面、市としての負担もかなりふえてくるだろうというふうに思っております。

その中で、まずは現状の調査、ある程度、指導員さんに対する時給であるとかというのは

子育て支援課のほうからいただいた資料の中にあると思います。そうした中で、その指導員さんの採用状況とか、そういったものも調査していくべきではないかなというふうに思いますが。

議会事務局主任（大山次郎君） 今後、最終的にできるかどうかわかりませんが提言をするという話になれば、調査の進め方としては設備面でもしましたように現状を調査して、その事実を確認して問題を発見してその解決策を皆で練っていくという話になろうかと思えます。このたびの運営面の話になるとすれば、今皆さんこちら、運営面の問題点を出していただいたので、今既にこの解決策についてお話をされている部分もちょっとあるのかなというふうに今お聞きしていたらあったんですが、まずは皆さんが出されているこの問題点を調査するには絞り込む、それが問題なのだというのをある程度協議して、今表で出しておりますが、これを1件ずつ確認すれば、多分大分重複している部分もあって集約できる部分もあるのではないかと思いますので、こちらを1枚資料にも出してありますが、何がここで問題なのかというのもまずはっきり項目立てしていただいて、それならこの解決策を得るには現状は何を知るべきだろうかというのもお話し合いしていただいて、それを収集して解決策を練っていただくというような作業がわかりやすいのではないのかな。これは今後、また提言書をつくる上でもちょっとそういうふうな形になっているほうが実は非常につくりやすかったりもいたしますので。まずは、ちょっと今ばらばらではありません、出していただいている意見というのを今回のこの委員会でこれが問題だということまで出していただいて進んでいくのがよろしいのかなというような気が事務方といたしましてはします。

委員長（坊野公治君） それでは、ここで皆様方から今問題点として出されております指導員の確保、また賃金の格差についての意見が出ておりました。問題点としては指導員の確保、また指導員の賃金の格差ですね、その辺がまずは出ておりました。あとは、運営委員会のあり方についても検討してくべきではないかというふうなご意見が出ておりました。ほかに……。

委員（佐藤 豊君） 会計事務の負担軽減。

委員長（坊野公治君） ただいま佐藤委員のほうから、会計事務が負担になっているというところの問題点もご指摘がありました。

ほかにこの問題点の中で皆様方から気づかれた面というのはありますでしょうか。

議長（宮地俊則君） 参考までに、ちょっと余談になるかもしれませんが、今佐藤委員が言われたんですけど、かつて、よその地区はどうか知りませんがこの放課後児童クラブの会長は小学校のPTA会長がすることになっていまして私も何年かやりました。そのとき、会計事務、今言われたのは教頭先生がやっておられて、校長先生も出てこられていたという状況です。ところが、その教頭先生があるときぱたっと来年から放課後児童クラブはそ

の入っている放課後児童クラブの保護者の皆さんで運営委員会をつくってください。学校は手を引きます、会計もやっていただきますということで、何の事情があったのかはちょっと、後になればわかったんですけど、いわゆる縦割りということで。そういう時期がかつてあったということをちょっと含んで、参考にしていただけたらと。よその地区も恐らく同じだと思うんですけどね。

委員長（坊野公治君） ただいま問題点といたしましては、運営委員会のあり方、指導員の確保、指導員の賃金格差、これは2つに分けたほうがええかな。

委員（上野安是君） 指導員の賃金格差、確かにもらっている賃金は違うんですけど、実際に仕事違ってみたりとかいろいろその辺があったりとか年数が違ってみたりもしているので、一概に格差という言い方がどうなのかなとは思いますが、最終的に指導員の確保のところを突き詰めていけばその金額的なところ、そこもいずれは触れなくてはいけないことになるので、今それを格差というのをぼんと上げる必要はないのじゃないのかなと思います。

それから、先ほど佐藤委員が言われた会計事務のほうも、恐らくその運営委員会の要はあり方、そこを掘り下げていっていけばそこにまたぶち当たるということにもなりますので、大筋でいけばその指導員の確保はどうやるべきか、そこがちょっと今指導員、どこも確保に苦慮しているよなというのが問題点で、あとは運営委員会の運営のやり方ということになっていくのかなというふうには思うんですけど。そういうところで追いかけていけば何となく見つかるのかなと思います。

〈なし〉

委員長（坊野公治君） ただいまご意見が出た中で、運営委員会のあり方を調査していけば会計事務のことも含まれてくるのではないかとということ、また指導員の賃金格差については指導員の確保について調査研究していけばこれもこの中に含まれるというようなご意見がありました。このご意見でいけば、この2点についてまずは現状を把握して問題点として上げていくという形になると思いますが、この2つを上げていくという形でよろしいでしょうか。

委員（佐藤 豊君） 基本的には今の2つもいいと思うんですが、私がちょっと提案したのが、稲倉で現実的にもう人数が1人減る、将来的には登録児童がもう10人を割るとかというようになったときのその支援、お金がどさっと減ったときにそれじゃあ指導員を2人、3人確保をずっとできるのかというたら大変厳しいような現状のことも言われたと思うんです。だから、そういうことも今は維持できておっても、後何年先になってくると児童ク

ラブの必要性は十分わかつとんじゃけど登録される子供さんは減少していくという形もだんだんできてくるんじゃないかというようなことも考えたときには、その辺のことも今から考えとってもいいんじゃないかなというふうには思うんです。

委員長（坊野公治君） 佐藤委員のほうから少人数クラブへの対応ということで、これは補助金制度、これについてのことにもなるのではないかなというふうに思います。例えば20人の壁であったり、もう本当に10人に満たない場合には補助がないという。ですから、この補助金については今検討されております子ども・子育て支援新制度にも関連してくることだとは思いますが、この少人数クラブの支援といたしましては補助金についての現状も調査していくという形の今ご意見がありましたけれども、これも追加して調査していくという形でよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

委員長（坊野公治君） では、ご意見を集約いたしますと運営委員会のあり方、また指導員の確保について、また補助金について、括弧として少人数クラブへの支援ということについてが問題の明確化ということで、この3点について調査していくという形にしていきたいと思えます。

これについては重要性、緊急性についてはもうどれを一番にとという形にはなかなかかなりなくいかなと思うんですが。これを特に今重点にしていけばいいかというようなご意見を思われている方がいらっしゃればご意見をお聞きしたいと思います。

委員（上野安是君） どういうようにしていくかにもよるんですけど、やはり苦慮している、それから委員の皆さんが問題視されている一番多いのは指導員の確保というようなことなので、まずそこをどんと中心に、どういうふうにしてそれなら確保をされるべきなのかなというのはしっかりと議論していくべきじゃないかなと。そこから後、運営委員会のあり方、あるいは少人数とかというのはそこで出てくると思うんですけど、どうも並列でいくなかなか全体が、先ほど河合委員も言いましたように期間も結果的にこの委員会が、もしくは5月までというようなところでいくなかなか難しいのかなと思いますので、ちょっと思い切って指導員の確保についてだけぼんといっても、極端な話、そこを最初に追いかけていって、そこである程度結論が出れば次を追いかけていくというような形でもいいのかなとは思えます。

委員長（坊野公治君） 例えばこの3つを同時進行するとか、今上野委員さんから言われたように、まずは指導員確保について研究していって、それにある程度結論が見えてくればまた次の項目に行くという形でいくのか。その辺については皆さんどのようにお考えになら

れますか。

委員（佐藤 豊君） ちょっと話が遠回りになるかわかりませんが、指導員になっていただくとする場合に、今後、方向性というのは資格を持っている方というようなことがあったと思うんです。そういうことになってくると、非常にそれが条件になって、なつてやろうという方も狭まってくるというのが現状だと思うんですよ。だから、そのことも本当に考えていっての対応ということも考えにゃいけんでしょうし、ただ指導員の確保ということで行くと、そういった一つの条件、枠がちょっと課せられてくるというような非常にハードルが高くなってくるようなことも考えられる。

委員（上野安是君） だから、指導員は今、ガイドラインに乗っけたのはあるほうが望ましいというような話、それから研修も含めて、あるいは今、実際に資格がなくて何年か児童クラブで働いている方、その方は当然有資格者だというような判断もしているようですし、その辺も含めて今何の資格がほんなら要るのかということですよ。それを、だからここでは次の中では当然そうではなくてはいけないというような書き方は多分してないとは思いますが、その辺はちょっと上手に運用をしていけるような形は、また逆に言えばこちらからこうこうこうで、それがそれこそ申し出ができる、そうしたほうがいいんじゃないかなとかというのが結果が出てきたらそれに対しては言えるのかなと思ったりもするんですけど。その辺は、今佐藤委員が言われて、一概にそこがそうだから問題だということではないような気がするんですけど。

委員（荒木謙二君） 今の各クラブの有資格者等々の現状把握というのが多分できてないんじゃないかなというふうに思うんですけど、ガイドラインによりますと、保育士または幼稚園、小学校、もしくは中学校等教諭資格を有する者、次に日本放課後児童指導員協会または児童健全育成推進財団が認定する資格を有する者というふうにはなつとんですけど、実際に1と2とどちらを持たれているのか、2のほうが多いのか、1が多いのかというふうなこともある程度調査してもいいんじゃないかなと。結局、2が多いんだつたら2のほうも進めていかんと確保というのはできてこんのじゃないかなというふうには思うんですが。

委員長（坊野公治君） 今、指導員の確保のことで皆様方からご意見いただいておりますが、どうしましょう。まずは、この指導員確保についてを第一問題点として調査研究していくという形、進めていくという形よろしいですか。

委員（佐藤 豊君） 僕はいいと思います。今、副委員長のほうからあつたように、有資格者という形と経験、キャリアを重視したという、現状は井原市がどういう現状にあるのかというところから始めるのと、それじゃあその資格がない人でもそのキャリアを積んでいっていただくためにこういうふうな講習会とかなんとかがありますよという形のことを今回取り組んでいただくという方向、それを行政としても支援していただく、そういう形からでも

提案できると思うんで、そういったところからも進めたらいいんじゃないかというふうに思います。

委員長（坊野公治君） では、まず指導員の確保についてを調査研究していくという形でいきたいと思います。そうした中で、まずはこの井原市の各放課後児童クラブの指導員の現状についてを調査していかなければならないというふうに思いますが、この調査する内容事項について皆様方のご意見をいただきたいと思います。今、一つは有資格者であるかどうかというご意見が出ておりましたので、これはまずは調査事項の一つになると思います。

委員（上野安是君） どこまで子育て支援課がそれぞれのクラブに対して情報を持っているのかわからないんですが、子育て支援課に当然のことながら聞き取りをするということがまず第一かなと思うんですけど。それは恐らく把握をしているんじゃないかなとは思いますが。

委員（荒木謙二君） 指導員の数なんかはもう把握されとるというふうに、前、資料でいただいたんですけど、賃金と、平米数と、人数と、その中で今、募集されとんで、実際に、変わつとるかもしれませんので、そういったあたりもそれは子育て支援課のほうで把握しておられるというふうに思いますし、案外出るんじゃないかなというふうには思いますけど。

委員長（坊野公治君） 子育て支援課に問い合わせる内容事項についてはどのようなことをお聞きすればよろしいと思われませんか。

委員（上野安是君） それはガイドラインの11に職員体制とかということがあるので、もうその当然職員体制どうですかというような書き方でいけば、先ほどの資格の①、②というのも出てくるし、それから資格を持っておられない方も当然おられるでしょうし、というところをつかめるのかなと思う。それから、賃金についてはこの人が幾らとかというような話もちょっと問題があるので、それは今、委員会が26年度の放課後児童クラブの状況表をいただいているので、そこではそういう話でいいのかなとは思いますが。

もう一つ、森本委員が書かれておる市の援助を強めるということになってきたときに、結局現状今どこまで市がしているのかなというのは、多分各クラブになんとか費というか何千円だったかちょっとわかりませんが、採用するがための何かのを出していますよね。もうしよすがすまいがみたいな話なんですけど、ちょっと出しているような。

委員長（坊野公治君） 出しています。

委員（荒木謙二君） それは指導員に対してですか。

委員（上野安是君） 指導員じゃなくてクラブに対してですね。プラスでどういうちょっとと名目、名前は忘れちゃったけども出ておるとは思いますが、そこもちょっとどういうふうにほんなら今現状のあれをして、指導員確保に対してどういう支援をしているかというのをあわせて聞き取ればいいと思います。

委員長（坊野公治君） 済みません、私が言っているのかどうかはわかりませんが、井原市の現状把握ももちろん必要なんですが他市の状況も、特に近隣他市の状況も調査したらどうかかなというふうな形で、済みません、ちょっと委員長が発言するべきかどうかとは思いますが、と思います。例えば、笠岡市であったり浅口市、広くいけば福山市ぐらいまでの採用状況というところとかも調査していけば、ある程度参考になるのかなとは思いますが。

委員（上野安是君） 大変いい意見だと思います。どう聞き取るかはあれとして、必要なことだろうと思います。

委員長（坊野公治君） では、指導員確保については近隣他市の状況も、これは事務局を通してになるとは思いますが、問い合わせで調査していくという形でよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

委員長（坊野公治君） また、賃金につきましては、例えば指導員の賃金が大体低いという話になるんですけども、これもある程度は何をもって低いというような根拠も必要なのではないかなというふうには考えます。そうした中で、比較対照すべきものが必要なのかなとは思いますが。例えば……。

委員（上野安是君） 今、賃金の話は出てきてない。

委員長（坊野公治君） 失礼しました。

委員長（坊野公治君） それでは、指導員確保については井原市の現状ということで、まずは子育て支援課にガイドラインの職員体制について調査をかけると。また、近隣他市の指導員確保についての状況も調査していくという形で……。

委員（上野安是君） 援助というか支援というか。

委員長（坊野公治君） あとは、井原市の指導員確保について現状で井原市がどのように支援を行っているかを調査するという、この3点を調査するという形でよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

委員長（坊野公治君） 先ほどからご意見出ておりました、まずは現状調査ということで子育て支援課のほうについて問い合わせる件、また近隣他市について調査をかけていくという形で、まずは調査をかけて、今度はまた調査事項をおいてまた次回の委員会の際に議論をいたしたいと思います。今事務局ともちょっと話したんですが、問い合わせをかけますの

で、このたび指導員確保についての項目をまずは進めるという形にしておりましてけれども、運営委員会のあり方についても同じ各クラブ、また近隣他市にも問い合わせることになり、また二度手間にもなりかねませんので、同時に問い合わせをかけたおきたいというふうに思います。そうした中で、運営委員会のあり方については、例えば各クラブがどのような形で運営委員会を構成しているかという形を問い合わせるという形でいいのかなとは思いますがいかがでしょうか。

委員（河合謙治君） それなら、補助の関係も、ついでに聞かれるんだったらそこも市としてほかにどんな補助をされているかとかというのもついでに聞かれたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど。

委員長（坊野公治君） ただいま河合委員さんのほうから、近隣他市に問い合わせるときには、行政がどのような形で指導員確保、またプラスアルファの補助、そのような形をされているのかも聞いてはどうかというご意見がありました。これもじゃあ一緒に聞くという形でよろしいですか。

委員（森本典夫君） 近隣他市というのはどこまでどういうふうに具体的にはお尋ねするんですか。

それと、県下でも井原市規模のところ、例えば新見とか備前とかというようなところが人口的にはうちよりちょっと多いとか少ないとかというところがあるんですが、そういうところではどういうふうにしておるかという、近隣じゃねえけども、備前のほうになりゃあ。そこらあたりでレベルが同じぐれえのところ、例えば今、委員長が言われたように福山とかになると規模がぼっけえ大きいからいろいろな条件が違うてかなり違うのが出てくるんじゃないかなあというふうに思うんで、そういう意味では近隣他市をどこまでにするのか。それとあわせて、プラスの県下の井原市規模程度のところへはちょっと足を延ばして調べるとかというようなことも具体的に決めてえたほうがええんじゃないかなというふうに、事務局のほうもまた改めて委員長に相談せにゃあいけんとかということになるんで、ここで決められれば決めとくほうがええんじゃないかなというふうに思います。

委員長（坊野公治君） では、近隣他市とちょっと大ざっぱに言ってしまいましたのでどこまでを問い合わせるかということ、ここで委員会としてちょっと決めたいと思います。

近隣といえば普通、笠岡市とか浅口市、町でいえば矢掛町、里庄町になると思うんですが、福山市も入れて、あと県下、どこまで調査するという形がよろしいでしょうか。全市というわけにはなかなか難しい。規模が同じぐらい……。

議長（宮地俊則君） 事務局というのは、通常こういうのがよそからも井原市にもいっぱい来ます。事務局にちょっとそこら辺を聞いて、どの程度、さっき森本さんが言われたようなところを含んでどの辺までされるかというのをちょっと聞いてみられたらどうでしょう。

余りどの程度というても、じゃあ山陰のほうまでいってもいけんでしょうし、どこら辺までを……。

議会事務局主任（大山次郎君） 今のお話の流れだと県内……。

委員（森本典夫君） 同レベルは県内へ広げるだけの話じゃから、高梁は近隣になるけど、新見とか備前とかぐらいでしょうけどね。

議会事務局主任（大山次郎君） 他市の状況を申し上げますと、もう多様です。

委員（佐藤 豊君） 倉敷を除く高梁川流域くらいにしたら。

委員長（坊野公治君） 倉敷を除く高梁川流域になりますと新見、高梁、総社、8市2町。

委員（上野安是君） うちと倉敷は除くけえ6市2町と福山かな、福山は念のためというか。玉野も入るのかな。

委員長（坊野公治君） では、調査する市町として、岡山県下の岡山、倉敷、津山を除く各市、また近隣の矢掛町、里庄町、また隣接の広島県の福山市を調査するという形でよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

委員長（坊野公治君） では、放課後児童クラブについては本日はここまでの調査で終了いたしたいと思いますが、何か皆様方からご意見はございますか。

〈なし〉

委員長（坊野公治君） 調査項目については、また事務局と相談いたしまして委員長、副委員長に任せさせていただくという形でよろしいですか。

〈異議なし〉

〈子ども・子育て支援新制度について〉

委員長（坊野公治君） 続きまして、子ども・子育て支援新制度について、前回の委員会のときに改めて次の調査事項についてを提出していただきました。これは皆さんに行っていますよね。

これにつきましては、これをまた吟味していくという形にはならないと思いますので、今

ここに上げられている分を今後調査していくという形になると思うんですが。お一人ずつ発表という形にはあれだと思いますので、この中でちょっとこの委員さんのこれについてはどうということかお聞きしたいというようなご意見があればお聞きしたいと思いますけれども。

委員（上野安是君） 自分のやつですけども、全体を書いているので、それぞれもし細かな具体的なところで見つければ、それを集中的にやるということでしたいただければいいと思いますので。私のだったら全部見にゃいけないことになってしまいますので、具体が出てくればその具体で進めていくということによろしいです。

委員長（坊野公治君） 私の件についても、支援事業についてはちょっともう全てを上げさせていただきまして、これが全て多分今井原市で行われているのか、またこれが新しい制度になってということも、現状を済みません、まだちょっと把握していなかったものですから上げさせていただいております。あと、皆様方からの意見の中で多いのが地域型保育事業、これについてが重複している面もありまして、検討していくべきではないかなというようなご意見も多いと思いますが。

本日はこの分を出していただいて、これをまた次回に検討していくという形という話にさせていただいておりますので、もうきょうはこれを皆様方にご認識していただくという形によろしいでしょうか。

委員（佐藤 豊君） 各委員さんが提出されておることですから、それぞれの提出した思いとか今後のこれが課題じゃないかというようなことの思いを1回通りは発言していただいて、それで今後の課題にしていけばいいんじゃないかというように思います。

委員長（坊野公治君） ただいまこれを皆様方に出していただいておりますので、まずは皆様方のご意見をお聞きしてはどうかということがありましたので。じゃあ、皆様方からご意見をお聞きするという形によろしいですか。

〈異議なし〉

委員（河合謙治君） 調査事項として、現状把握でもうすごいアバウトに書いているんですけど、なので今後も子育て、最近うちの子も大きゅうなったんでようわからんので、現状どがんな問題点が、当然僕らの子供のころとは違うので、その辺を把握するということが、調査の内容としましては保育園、幼稚園における保育の実態はどがあなんかと。一番に今いいときに、子ども・子育ての会議での議論というのが非常に現場の話も出ているのかなと思って、その辺の内容というものについて調査していくのがいいんじゃないかと思って上げました。

委員（上野安是君） 私は先ほど言いましたけど、計画の素案ができつつあるので、それをつかんでいけばいいかなということで書かせていただきました。結果的に調査の内容というのは、先ほど言いましたように、より具体的なのが見つければそれを追いかけていくということで構わないと思います。

委員（佐藤 豊君） 病後児保育の拡充に向けてということで出させていただきました。この件につきましては、前、僕がもう2期目ぐらいのときに兵庫県の京丹後市、あちらのほうを訪問させていただいて病後児保育所の視察をさせていただきました。そのときからずっと頭に残っておったんで、今回のこの間資料をいただきました井原市子ども・子育て支援事業計画の中の31ページのほうに病後児保育の充実という項目があるんですけども、病気の回復期に至らない子供を預かる病児保育についても引き続き検討しますというような形でちょっと書いてあるんです。そういったことで現状をちょっと調べてみますと、井原市内では西備保育園1カ所が病後児保育の体制が整っているんですけど、あとのところは今のところないようなので、今後共働き世帯、また核家族という家庭状況が多い中で、親が働かなければならないのに病気の子供を抱えとるがゆえになかなか仕事に行けないというようなことで悩まれる家庭もあるんじゃないかということで、そういったことの応援体制を今後本市としてもできるのかどうなのかといったことを研究検討したらどうかなということで書かせていただきました。

委員（井口 勇君） これは私らが地区のことを言っちゃいけないんですけど、美星やなんか離れていて保育園園児が少ないということで今までできていない、保育園等がないわけで、距離数も相当あるんで、小さい幼稚園へはこっち、保育園へというたら反対へ連れていくというて、時間はたとえ20分で行けるようでもそういうことがあって、小規模保育とかというのはどのようになるものか、活用できるものならしていったらと思って、それで出しております。詳しくは荒木副委員長と重なる面もあって、そういうことです。

委員（森本典夫君） 現在この支援事業計画が作成されつつあるわけですが、子ども・子育て会議の中で出された意見を参考にしてそういう計画がつけられることになっているわけですが、その中でそれぞれ建設的な意見も出ていましたが、子ども・子育て会議の中で出ていましたが、そういうのがどういうふうにかかされておるのかというのが一定明らかになるのかどうなのかわかりませんが、そこらあたりがわかればというものとあわせて、条例化もされますけれども、まずこの支援事業計画が出される中で、現在の制度と比較して余り変わりませんという話は子育て支援課の課長もされていましたが、そこらあたりで後退する内容があるのかなのかあたりがわかればなというふうに思ってこういうのを出しました。

委員（荒木謙二君） 私は井口委員とかぶるんですが地域型保育事業についてということで、新制度におきましてはこの事業については市町村の認可というふうなことになります。

4つあるんですが、家庭型保育というのが定員5名以下、それから小規模保育というのが6名から19名、事業内保育というのは井原市でも現在あるんですが、先ほど井口委員が言われましたように美星にとってはこの小規模保育というのが該当するのではないかというふうなことを思っておりまして、美星のことばっかり言うても何なんです、この制度について言及することによって非常に地域にない、美星にはない保育園というふうなものができる可能性というのはこの部分に十分含まれているんじゃないかなというふうに思います。ただ、幼稚園と併設というふうなことには多分ならないというふうには思いますし、その点も含めてちょっといろいろな調査研究をすれば明るい兆しが見えるんじゃないかなというふうな私見も入れましてこのように上げさせていただいております。

委員長（坊野公治君） 私としては今の副委員長、また井口委員とも重なるんですが地域型保育事業について、特に私の場合は本当に美星町という地名まで上げさせていただいたんですが、美星町には保育園がないという中で、それを補うだけのものができるのではないかとこのことを上げさせていただいております。また、子ども・子育て支援事業の現在の取り組み、今項目を上げさせていただいております中の分が現状とまたこの支援制度の中でどのように変化していくのかということで、この②についての項目も上げさせていただいております。これには、先ほど佐藤委員が言われました病児保育、病後児保育の分も入っております。

では、この子ども・子育て支援新制度につきましては、また皆様方からいただいたご意見をもとに検討していくという形でいきたいと思っております。

次回の委員会なんです、視察その他、他市町に対する問い合わせもやはりちょっと今事務局との話で2週間ぐらい余裕を見なければいけないということでもありますので、ちょっと時間があきまして、今話の中では12月2日が通告の締め切りですので、それが明けた3、4、5のうちどれかに1回委員会を開かせていただければ、開会中にもう一回委員会がありますのでいろいろ話ができると思いますので、3、4、5のうちどれかに委員会を開きたいと思いますが。都合の悪い方は今言っておいていただければ。

委員（森下金三君） 4が悪いんで、あとは3、5はよろしい。

委員（佐藤 豊君） ごめん、通告は何日。

委員長（坊野公治君） 2日の火曜日が締め切りだと思いますので。

委員（佐藤 豊君） じゃあ3日。私は3日ならいいです。

委員長（坊野公治君） では、次回の委員会は12月3日の水曜日、時間は午前10時からよろしいですか。

〈異議なし〉

委員長（坊野公治君）　では、次回の委員会は12月3日の水曜日午前10時からということに決定いたしたいと思います。

〈その他について〉

委員（佐藤 豊君）　この間、中間報告を出させていただいた分、全部が全部じゃないと思うんですけども、児童クラブへこういう形で今、この間皆様方からアンケートをいただいた取り組みとして議会でこういうような中間報告をさせていただきましたという形で、放課後児童クラブのほうに中間報告書を持っていったらどうかということで委員長にはご相談しとんですけど、最終的に。

委員長（坊野公治君）　先日、佐藤委員さんのほうから皆様方にお配りして報告させていただきました施設整備に関してまでの中間報告書を各クラブに持って行ってはどうかというふうなことでご意見がありました。これについて皆様方どんなでしょうか。

委員（森本典夫君）　大いに結構。やっていただくことで結構。

委員長（坊野公治君）　では、あれだけぽんと持っていくのもあれなんで文面を添えてというか。では、アンケートは全地区からとっておりますので、担当された各クラブにその担当の委員さんがお持ちするという形で。では、これは準備は……。

委員（森本典夫君）　でき次第。

委員長（坊野公治君）　でき次第。では、準備はでき次第、委員の皆様方にご連絡させていただきたいと思いますので、できましたら早急に各クラブのほうに持参お願いしたいと思います。

委員（上野安是君）　1クラブ1部。

委員（森本典夫君）　それは1部でええと思うで。

委員（上野安是君）　運営委員会へ。

委員（森本典夫君）　そのクラブへ。

委員（上野安是君）　1部でいいと思うんですけど、結局持っていくのを運営委員会へ渡してくださいというか、そこがちょっと問題。1部でええと思います。

委員長（坊野公治君）　では、各クラブ1部ずつを各クラブ名で持参していただくという形に決定いたしたいと思います。

〈なし〉

委員長（坊野公治君） 市民福祉委員会を閉会いたしたいと思います。大変ご苦労さまでございました。